

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年3月29日
【事業年度】	第32期(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)
【会社名】	株式会社ペッパーフードサービス
【英訳名】	PEPPER FOOD SERVICE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 CEO 一瀬 邦夫
【本店の所在の場所】	東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
【電話番号】	(03)3829-3210(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 総務人事部長 猿山 博人
【最寄りの連絡場所】	東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
【電話番号】	(03)3829-3210(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 総務人事部長 猿山 博人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (千円)	-	-	-	-	22,333,065
経常利益 (千円)	-	-	-	-	973,054
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	-	-	-	-	572,973
包括利益 (千円)	-	-	-	-	577,627
純資産額 (千円)	-	-	-	-	2,777,580
総資産額 (千円)	-	-	-	-	9,198,588
1株当たり純資産額 (円)	-	-	-	-	281.09
1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	58.53
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	57.68
自己資本比率 (%)	-	-	-	-	30.1
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	22.4
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	20.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	1,703,231
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	1,387,649
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	-	-	398,122
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	-	-	2,343,855
従業員数 (人)	-	-	-	-	351,000
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1,029)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第32期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

3. 第32期より連結財務諸表を作成しているため、自己資本利益率は、前期末の個別財務諸表及び当期末の連結財務諸表の自己資本を用いて算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
売上高 (千円)	5,239,477	5,686,619	8,791,357	16,198,363	22,337,696
経常利益 (千円)	94,444	209,750	575,314	760,443	1,033,503
当期純利益 (千円)	14,134	151,609	502,259	411,482	633,431
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	707,000	719,486	834,237	1,254,340	1,281,981
発行済株式総数 (株)	28,369	2,877,300	2,954,400	9,755,100	9,859,600
純資産額 (千円)	288,141	462,174	1,197,364	2,338,457	2,830,818
総資産額 (千円)	1,538,847	2,318,178	4,084,241	6,708,918	9,225,243
1株当たり純資産額 (円)	32.90	53.31	134.15	239.27	286.49
1株当たり配当額 (円)	-	-	20	25	20
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(15)	(10)
1株当たり当期純利益金額 (円)	1.79	17.71	57.63	44.04	64.70
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	1.73	17.56	56.23	43.30	63.77
自己資本比率 (%)	18.2	19.9	29.1	34.8	30.6
自己資本利益率 (%)	7.7	41.0	60.9	23.4	24.6
株価収益率 (倍)	105.8	18.5	18.3	22.7	18.5
配当性向 (%)	-	-	11.57	24.60	30.91
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	108,194	269,832	1,120,874	1,840,840	-
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	101,465	266,701	1,121,839	2,014,092	-
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	34,117	446,434	405,994	838,927	-
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	79,669	529,235	934,264	1,599,940	-
従業員数 (人)	101	115	185	301	349
(外、平均臨時雇用者数)	(264)	(282)	(395)	(888)	(1,029)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 第28期及び第29期の1株当たり配当額及び配当性向については、無配のため記載しておりません。

4. 平成25年7月1日を効力発生日として1株につき100株の割合で株式分割を行っております。また、平成27年7月1日を効力発生日として1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これらに伴い、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定しております。

5. 第30期の1株当たり配当額には、復配記念配当10円を含んでおります。

6. 第32期より連結財務諸表を作成しているため、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー並びに現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。

## 2【沿革】

当社は、昭和45年2月に東京都墨田区において、当社代表取締役社長である一瀬邦夫が個人事業として洋食レストラン「キッチンくに」を開店したことにより始まりました。

法人改組後から現在までの沿革は下表のとおりであります。

年月	事項
昭和60年10月	東京都墨田区向島三丁目に有限会社くに(現 株式会社ペッパーフードサービス)を設立(出資金5,000千円)し、レストラン事業を開始
昭和62年11月	東京都墨田区にステーキレストラン「ステーキくに」両国店(現「炭焼ステーキくに」両国店)を開店
平成6年7月	神奈川県鎌倉市にフランチャイズチェーン(以下、FCと略す)店舗第1号店として、タイマー付電磁調理器を導入した「ペッパーランチ」大船店を開店し、ペッパーランチ事業を開始
平成6年9月	東京都台東区に直営店舗第1号店(通算2号店)として、「ペッパーランチ」浅草店を開店
平成7年8月	商号をペッパーフードサービスに変更、有限会社から株式会社に改組(資本金10,000千円)
平成7年9月	事業規模拡大により、本社を墨田区向島三丁目内に移転
平成9年9月	東京都墨田区にとんかつ専門店こだわりとんかつ「かつき亭」吾妻橋店を開店
平成12年11月	事業規模拡大により、本社を墨田区吾妻橋三丁目に移転
平成13年2月	JF日本フードサービス協会正会員に加盟
平成13年4月	JFA日本フランチャイズチェーン協会正会員に加盟
平成13年10月	本社内に研修センターを開設
平成15年3月	埼玉県川越市に「ペッパーランチ」のフードコートタイプ第1号店として、感熱センサー付電磁調理器を導入した「ペッパーランチ」ユニクス南古谷店を開店
平成15年11月	韓国ソウル市に海外第1号店として、「ペッパーランチ」ソウルミヨンドン店を開店
平成16年11月	大阪府泉南市に「ペッパーランチ」第100号店となる、「ペッパーランチ」イオンりんくう泉南店を開店
平成17年3月	台湾台北市に台湾第1号店となる、「ペッパーランチ」台北店を開店
平成17年5月	感熱センサー付電磁調理器に関する特許を取得
平成17年6月	優良フードサービス事業者等表彰「新規業態開発部門」で農林水産大臣賞受賞
平成17年7月	シンガポールオーチャードロードにシンガポール第1号店となる「ペッパーランチ」ニースティ店を開店
平成17年12月	中国北京市に、中国第1号店となる「ペッパーランチ」北京中関村店を開店
平成18年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
平成18年11月	インドネシアジャカルタにインドネシア第1号店となる「ペッパーランチ」プラザセナヤン店を開店
平成19年4月	オーストラリアシドニーにオーストラリア第1号店となる「ペッパーランチ」シドニー店を開店
平成19年11月	タイバンコクにタイ第1号店となる「ペッパーランチ」セントラルワールド店を開店
平成20年4月	千葉県八千代市にハンバーグ専門店「炭焼ハンバーグ ステーキくに」イオン八千代緑が丘店を開店
平成20年5月	フィリピンマニラにフィリピン第1号店となる「ペッパーランチ」マカティー店を開店
平成20年11月	埼玉県越谷市に「炭焼ステーキくに」のFC第1号店としてレイクタウン越谷店を開店
平成20年12月	マレーシアクアランプールにマレーシア第1号店となる「ペッパーランチ」パビリオン店を開店
平成21年9月	株式会社モスフードサービスより、ステファングリル事業を譲り受ける
平成22年7月	ペッパーランチの新メニューとして「ワイルドカットステーキ」が誕生し、販売店舗を順次拡大

年月	事項
平成23年6月	千葉県千葉市にレストラン新業態としてヤングファミリー層を対象としたサラダバー付き「太陽の家族くに」蘇我店を開店
平成24年2月	「美味浅草とんてき」ライセンス販売開始
平成24年2月	ペッパーランチ海外100店舗達成
平成24年3月	ペッパーランチ公式アプリケーション登場
平成24年3月	フランチャイズショー出展「次世代型ペッパーランチ」
平成24年8月	国内最大級の次世代型「ペッパーランチダイナーUENO3153店」を開店
平成24年11月	ペッパーランチ新業態「92's (クニズ)アリオ西新宿店」を開店
平成25年3月	イオンモール春日部にハンバーグを提供すると共に、フードコートタイプの店舗にサラダバーを採用した新業態「東京634バーグ」を開店
平成25年4月	東京競馬場フードコートに牛たん専門店の新業態「牛たん 仙台なとり」を開店
平成25年6月	アリオ上尾にグルメバーガーとハワイアンパンケーキが特徴の新業態「アメリカンキッチン」を開店
平成25年7月	長崎県佐世保のテーマパークであるハウステンボス内に4号店となる「ペッパーランチダイナー」を開店
平成25年9月	ハワイアンパンケーキ専門店の新業態「Ala Moana Cafe」を開店
平成25年10月	「脱券売機へ」ペッパーランチ 効率重視から価格訴求へ、創業以来の方向転換を図る
平成25年10月	ペッパーランチダイナーUENO3153店にて新システムのサラダバーを開始
平成25年12月	銀座に立ち食いにて量り売りの厚切りステーキを「炭焼ステーキくに」業態の半額で提供する新業態「いきなり！ステーキ」を開店
平成25年12月	イオンモール羽生に商業施設初のオーダーカットステーキ「炭焼ステーキくに」を開店
平成26年3月	震災後、初の被災地への出店「ペッパーランチイオンタウン釜石店」開店
平成26年6月	ペッパーランチ5年ぶりの路面店「横浜天理ビル店」
平成26年10月	向島・東京スカイツリー前に国産カルビ専門焼肉店の新業態「いきなり！カルビ」を開店
平成26年10月	「いきなり！ステーキ」大阪エリアに初のFC店舗 法善寺店を開店
平成26年12月	アリオ上尾に「牛たん 仙台なとり」の姉妹店、カルビ焼専門店「カルビ焼 仙台なとり」を開店
平成26年12月	「いきなり！ステーキ」30店舗達成
平成27年3月	カナダブリティッシュコロンビア州にカナダ第1号店となる「ペッパーランチ」リッチモンド店を開店
平成27年3月	平成19年12月期以来、8期ぶりの復配
平成28年1月	いきなり！ステーキ実践人材教育の場として研修センター店開店
平成28年8月	いきなり！ステーキ恵比寿店にて100号店舗出店達成
平成28年9月	新業態ビビンバと冷麺「どんと家」開店
平成29年2月	アメリカニューヨーク州に「いきなり！ステーキ」IKINARI STEAK EAST VILLAGE店を開店

### 3【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は当社及び子会社(Kuni's Corporation)1社により構成されております。事業内容は次のとおりであります。

当社グループは、一般的に高級料理といわれるステーキやその他肉類を中心とした加熱料理を、感熱センサー付電磁調理器を用いた独自の店舗運営システムにより、手頃な価格で素早くお客様に提供する「ペッパーランチ」及び立食スタイルにすることによりお客様の回転率を上げ、ステーキを低価格にて提供する「いきなり!ステーキ」店舗の展開を主力事業としております。

当社グループは「ペッパーランチ」を柱として、ペッパーランチの成功要素を取り入れた業態「ペッパーランチダイナー」、「92's(クニズ)」やフードコートタイプの「炭焼ハンバーグ ステーキくに」、「東京634バーグ」、新業態の「武蔵ハンバーグ」などのペッパーランチ事業やオーダーカットステーキ店の「炭焼ステーキくに」、とんかつ店の「こだわりとんかつ かつき亭」、「炭焼ハンバーグ ステーキくに」、牛たん専門店の「牛たん仙台なとり」などのレストラン事業や、炭焼き立ち食いステーキ店「いきなり!ステーキ」のいきなり!ステーキ事業やとんかつソース、冷凍ペッパーライス・いきなりステーキセット等の商品販売事業を行っております。

#### (1)ペッパーランチ事業

「ペッパーランチ」は、当初より経営しておりましたレストラン事業の調理技術・味・メニューをベースに、新たに開発した設備・機器によるシステム化、食品メーカーへの仕様書発注による味の均質化、接客サービスの基本的な心構え等の店舗オペレーションをパッケージ化することにより、開発された業態であります。自社開発の感熱センサー付電磁調理器を用いることで、一般的には高級料理でかつ提供までに時間を要するステーキやハンバーグ等を、短時間かつ低価格で提供できる独自のシステムが特徴であります。具体的には、電磁調理器により高速で加熱した特殊鉄皿に、店舗スタッフが調理前の肉・野菜などの食材を盛り付けて提供し、お客様は加熱された鉄皿で焼き、調理することができます。その結果、調理工程の一部をお客様に委ねることにより、短時間かつ低価格での料理提供を実現しております。

フランチャイズ事業は、FC加盟契約者の開拓、FC加盟契約者の出店先店舗物件開発、店舗施工管理、店舗機器や食材の販売、店舗運営ノウハウの提供などを行っております。当社グループはFC加盟契約者から加盟契約金、食材の卸売販売代金、ロイヤリティ等を受領しております。

直営事業は、店舗を直接当社グループで運営する事業であります。主に新たな商品やサービスのテスト導入や、加盟店の人材教育・研修の場として、また、お客様の声や商品・サービスに対する反応の変化等を直接把握し、新たなノウハウをFC加盟店に提供する基地として位置づけております。

委託事業は、当社グループ所有店舗の運営を受託者が行い、店舗の業績に応じて受託者に業務委託料を支払うものであります。受託希望者は、店舗研修を受け、接客や調理、店舗管理等の店舗運営者として必要な技能・知識を習得した後、店舗運営を受託します。受託後も当社グループ本部による運営支援を受けて業務を遂行します。

#### (2)レストラン事業

お客様の目の前で好みの分量に切り分けてステーキを提供するオーダーカットステーキ店の「炭焼ステーキくに」、とんかつ専門店の「こだわりとんかつ かつき亭」、牛たん専門店の「牛たん仙台なとり」、新業態としてビビンパ&冷麺の店として「どんと家」を当社グループの直営、フランチャイズ及び委託事業として運営しております。

レストラン事業にて蓄積されたノウハウやメニューを、ペッパーランチ事業やいきなり!ステーキ事業にも活用しております。

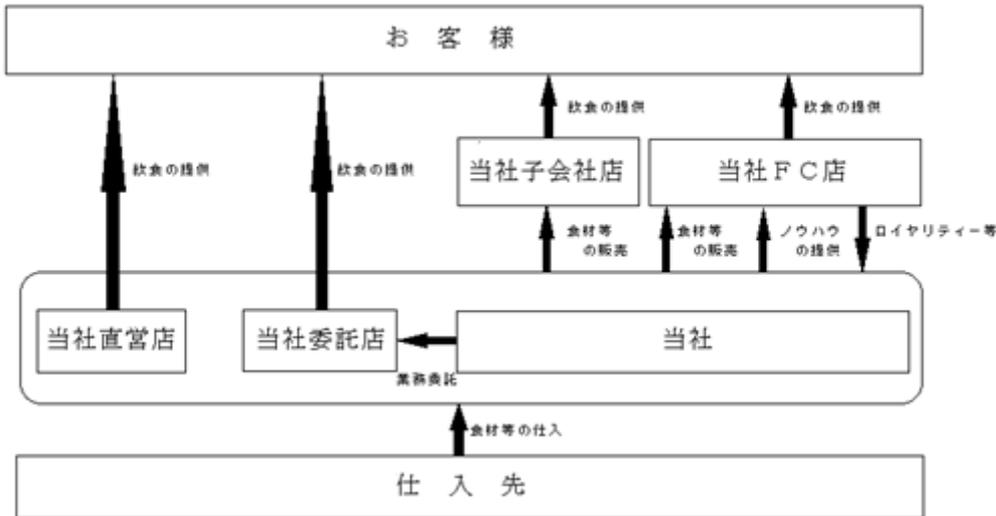
#### (3)いきなり!ステーキ事業

ビジネス街でポピュラーな立ち飲み食いでステーキとワインを楽しむスタイルをコンセプトにレストラン業態としてスタートした後、独立した業態となりました。「炭焼ステーキくに」同様にお客様の目の前で好みの分量に切り分けてステーキを提供するオーダーカット制をとっており、立食スタイルにすることによりコストパフォーマンスを追求しておりましたが、より多くのお客様のニーズにお応えすべく、店舗立地に合わせて椅子席の導入をいたしました。また、「いきなり!ステーキ」独自のポイントカードである「肉マイレージカード」のランキングアプリの導入や、プリペイド機能の追加など、中長期的な成長への基盤とする業態として当社グループの直営、フランチャイズ及び委託事業として運営しております。

#### (4)商品販売事業

とんかつソース、冷凍ペッパーライス、ドレッシング及びラックスハム等の食材の他、CPS(スープサーバー)、ぴたり箸(膳の箸がいつでも寄り添う箸)の販売を行っております。また、ネット通販では、商品として、冷凍ハンバーグ、冷凍ペッパーライス、冷凍牛たん、いきなり!ステーキセット(ご家庭で召し上がれるステーキセット)、ドレッシング、笑顔の見えるマスクを販売しております。

当社グループ事業の系統図は次のとおりであります。



平成28年12月31日現在のペッパーランチ事業、レストラン事業及びいきなり！ステーキ事業の店舗数を出店立地別  
に示すと、次のとおりであります。なお、出店立地における「路面店」とは、一戸建て型の店舗及びビルテナント  
にある店舗を指し、「ショッピングセンター内」とは、ショッピングセンター内にあるフードコートやレストエリ  
ア内にある店舗を指します。

	路面店	ショッピングセンター内	合計
<b>ペッパーランチ事業 計</b>	<b>61店</b>	<b>342店</b>	<b>403店</b>
フランチャイズ事業	45店	312店	357店
(うち海外店舗)	(30店)	(240店)	(270店)
直営事業	13店	28店	41店
委託事業	3店	2店	5店
<b>レストラン事業 計</b>	<b>6店</b>	<b>18店</b>	<b>24店</b>
フランチャイズ事業	- 店	5店	5店
直営事業	5店	13店	18店
委託事業	1店	- 店	1店
<b>いきなり！ステーキ事業 計</b>	<b>86店</b>	<b>29店</b>	<b>115店</b>
フランチャイズ事業	15店	12店	27店
直営事業	59店	17店	76店
委託事業	12店	- 店	12店

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) Kuni's Corporation	米国デラウェア州	600,000 米ドル	いきなり！ ステーキ事業	100	米国でのいきなり！ ステーキ事業の運営。 役員の兼任あり。

(注) 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成28年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ペッパーランチ事業	56(237)
レストラン事業	39(137)
いきなり!ステーキ事業	204(647)
商品販売事業	1(-)
全社(共通)	51(8)
合計	351(1,029)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、( )内にアルバイト・パートタイマー(1人1日8時間換算による年間の平均人数)、人材会社からの派遣社員及び、嘱託社員を外数で記載しております。  
2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

### (2) 提出会社の状況

平成28年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
349(1,029)	39.4	3.2	4,748

セグメントの名称	従業員数(人)
ペッパーランチ事業	56(237)
レストラン事業	39(137)
いきなり!ステーキ事業	202(647)
商品販売事業	1(-)
全社(共通)	51(8)
合計	349(1,029)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、( )内にアルバイト・パートタイマー(1人1日8時間換算による年間の平均人数)、人材会社からの派遣社員及び、嘱託社員を外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。  
4. 従業員数が前事業年度末に比べ48名増加しておりますのは、主として新規出店に伴う新規採用の増加によるものです。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は組成されておりませんが労使関係は円満に推移しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

当社は、当連結会計年度は連結財務諸表の作成初年度であるため、前年同期との比較分析は行っていません。

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の各種経済政策の効果から、景気回復が期待されておりましたが、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速や英国のEU離脱など、海外経済の不確実性の高まりや金融・資本市場への影響が懸念されるなど、本格的な景気回復には至っておらず先行きは不透明な状況で推移しております。

外食産業におきましては、引き続き人手不足の影響による人件費の増加や、他業種とのお客様獲得競争も激化しており、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした状況のもと、当社グループは「従業員に夢と希望を与え、お客様のご満足の最大化」を基本方針として、年間60店舗出店を目標にペッパーランチ業態及びいきなり！ステーキ業態の出店拡大に取り組むとともに、引き続きお客様への安心・安全な商品提供ができる体制強化に努め、価値ある商品の提供により売上は好調に推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度における業績は、売上高22,333百万円、営業利益958百万円、経常利益973百万円、親会社株主に帰属する当期純利益572百万円となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

#### (ペッパーランチ事業)

ペッパーランチ事業につきましては、年間20店舗出店を目標にスタートが切れ、「100%ビーフ肉塊ハンバーグ トッピング無料キャンペーン」(1月29日～3月10日)、「香港懸賞旅行キャンペーン」(2月1日～3月31日)、「花畑牧場とのコラボレーション第2弾 Wチーズベーコンペッパーライスキャンペーン」(4月22日～6月2日)の各種キャンペーンの実施や、5月より楽天株式会社と提携し、国内のペッパーランチ店舗にて「楽天ポイントカード」の利用を開始しました。8月には、ペッパーランチ新アプリを導入し、スクラッチクーポン等の新機能を搭載し、リピート率向上を図るとともに新規のお客様獲得に努めてまいりました。また、12月には、株式会社セガゲームスより発売されたPlayStation®4専用ソフト『龍が如く6 命の詩。』において、「ペッパーランチ」とのコラボキャンペーンを実施しました。ゲーム内の歓楽街に「ペッパーランチ」の架空店舗が登場することを記念し、期間中に対象商品を注文すると、「龍が如く」オリジナルミニステッカーをランダムで1枚プレゼントする「オリジナルミニステッカープレゼントキャンペーン」(平成28年12月16日～平成29年1月26日)を実施しました。

これらの施策により、国内ペッパーランチは、平成24年11月から平成28年12月末まで50ヵ月連続で、売上高既存店昨年対比100%超えを達成しております。

海外におけるペッパーランチ事業では、各店舗の売上は、引き続き好調に推移しており、新規出店に伴う機器等の売却、ロイヤリティ収入などの売上高は329百万円となりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は5,916百万円、セグメント利益は1,095百万円となりました。また、新規出店数は81店舗(うち海外61店舗)であり、ペッパーランチ事業全体の店舗数は403店舗となりました。

#### (レストラン事業)

レストラン事業につきましては、牛たんの仕入価格高騰を見据えて、「牛たん仙台なとり」の2店舗(イオンモール多摩平の森店・イオンモール木更津店)をビビンバ&冷麺の新業態「どんと家」へと転換し、ステーキ業態「炭焼ステーキくに」、とんかつ業態「こだわりとんかつ かつき亭」、牛たんの専門業態「牛たん仙台なとり」のさらなるサービス向上を徹底するとともに、業態や立地条件ごとにメニュー施策を行いお客様の満足度向上に努めてまいりました。

「炭焼ステーキくに」につきましては、「ステーキは、厚切りカットで炭火焼」の業態コンセプトのもと、ステーキのオーダーカットサービスを充実するとともにデザートメニューのバリエーションを増やし、お客様単価の向上を目指しました。また、ワインとステーキが楽しめる本格ステーキレストランのブラッシュアップを図り、赤坂店、両国店において月1回の「美味しいステーキを楽しく食べる夕べ」異業種交流会を継続的に開催し、ブランドイメージの向上に取り組んでまいりました。

しかしながら、「牛たん仙台なとり」において、お客様リピートの伸び悩みにより売上が伸びませんでした。

この結果、当連結会計年度の売上高は2,252百万円、セグメント利益は143百万円となりました。また、新規出店数は3店舗であり、レストラン事業全体の店舗数は24店舗となりました。

(いきなり！ステーキ事業)

いきなり！ステーキ事業につきましては、年間40店舗出店を目標にスタートが切れ、1月に人材教育の場として本社3階に研修センター店をオープンいたしました。6月には、いきなり！ステーキの提供システムにて、特許を取得し、7月より70歳以上の方を対象とした「シニアカード」の導入を行いました。また、TBS人気番組「王様のランチ」とのコラボ企画として「王様のサラダセット」の全店販売(7月9日～9月30日)、赤坂サカスで開催される夏の食イベント「TBSデリシャカス2016」に昨年に続き2度目の出店(7月16日～8月30日)を行い、限定メニュー「王様のステーキ」の販売をいたしました。

また、株式会社エイチ・アイ・エスとのタイアップ企画として、期間中、株式会社エイチ・アイ・エスの関東135店舗にて旅行をお申込みの先着10万名様に、株式会社エイチ・アイ・エスオリジナル肉マイルージカード(300円クーポン入り)のプレゼント(7月23日～10月22日まで使用可能)を実施いたしました。

8月には、いきなり！ステーキの恵比寿店の出店により100号店を達成することができ、9月には肉マイルージ自動対応型レジ開発が完了し、レジでのスピードアップによる効率化と肉マイルージシステムのバージョンアップを図りました。

10月には円高還元として、主力3商品の値下げの価格変更を行うと同時に「円高還元値下げキャンペーン」と題して、肉マナーボーナス3倍キャンペーンを実施し、12月には、いきなり！ステーキ3周年記念として、主力3商品を創業価格にて販売する「創業3周年ステーキ祭り」(12月4日～12月6日)キャンペーン、いきなり！ステーキゲームアプリ「いきなりステーキ王国」(11月29日～)のリリース、ペッパーランチ同様の『龍が如く6 命の詩。』とのコラボキャンペーン(平成28年12月7日～平成29年1月31日)を実施いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は14,105百万円、セグメント利益は838百万円となりました。また、新規出店数は39店舗であり、いきなり！ステーキ事業全体の店舗数は115店舗となりました。

(商品販売事業)

商品販売事業につきましては、「とんかつソース」、「冷凍ペッパーライス」及び「冷凍ハンバーグ」に加えて6月には、家庭でも味わえる「いきなり！ステーキセット」のネット販売も開始し、12月には、ミニストップ株式会社とのタイアップによる「いきなりステーキ弁当5種」の発売(12月13日～)を行うことにより売上向上並びに新規顧客の獲得を目指してまいりました。

この結果、当連結会計年度の売上高は57百万円、セグメント損失は1百万円となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、2,343百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因については次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、1,703百万円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益を967百万円計上したこと、減価償却費を463百万円計上したこと、売上債権が266百万円増加したこと、未収入金が288百万円増加したこと、仕入債務が669百万円増加したこと、未払費用が146百万円増加したこと、預り金が165百万円増加したこと及び法人税等を286百万円支払ったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、1,387百万円となりました。これは主に、有形固定資産の取得により1,273百万円の支出があったこと、敷金及び保証金の差入により293百万円の支出があったこと並びに預り保証金の受入により117百万円の収入があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は、398百万円となりました。これは主に、短期借入金が増加したこと、長期借入れにより1,050百万円の収入があったこと、長期借入金返済により541百万円の支出があったこと、株式の発行により55百万円の収入があったこと及び配当金の支払により195百万円の支出があったことによるものです。

## 2【仕入及び販売の状況】

### (1) 仕入実績

当連結会計年度の仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	前期比 (%)
ペッパーランチ事業(千円)	3,017,358	-
レストラン事業(千円)	1,000,050	-
いきなり!ステーキ事業(千円)	8,315,190	-
商品販売事業(千円)	42,592	-
合計(千円)	12,375,192	-

- (注) 1. 仕入実績には消費税等は含まれておりません。  
 2. 各仕入先からの仕入値引割戻高につきましては、セグメントごとの仕入実績に応じて按分しております。  
 3. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前期比については記載しておりません。

### (2) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成28年 1月 1日 至 平成28年12月31日)	前期比 (%)
ペッパーランチ事業(千円)	5,916,668	-
レストラン事業(千円)	2,252,534	-
いきなり!ステーキ事業(千円)	14,105,911	-
商品販売事業(千円)	57,950	-
合計(千円)	22,333,065	-

- (注) 1. 販売実績には消費税等は含まれておりません。  
 2. 商品販売事業の販売実績は、冷凍ペッパーライス、とんかつソース等の販売高であります。  
 3. 当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前期比については記載しておりません。

### 3【対処すべき課題】

「時代を先取り、変化対応と基本の徹底」のスローガンのもと、トレンドを見据えた新規の出店を進めながら、既存店の売上高増大に全社一丸となって取り組み、お客様満足度の向上を念頭に置いた商品の提供と接客を心がけ、収益の確保ができる体制の構築に取り組んでまいります。

#### (1) 人材の育成

社員採用基準、FC契約基準及び委託店基準を厳しく運用し教育訓練を徹底して優秀な人材の育成に努めるとともに、コンプライアンス遵守の観点から、不正・犯罪の発生しない職場環境づくりと社員の連帯意識の醸成に努めます。

#### (2) マーケティングの強化

当社グループは、既存店の来店お客様数を伸ばすためのマーケティング活動に取り組み、国内272店舗（12月末）のマスメリットを活用しながら、さらなる認知度向上に努め、お客様の新規来店の掘り起こしを行ってまいりました。

ペッパーランチ事業は、5月より楽天株式会社と提携し、国内のペッパーランチ店舗にて「楽天ポイントカード」の利用を開始しました。8月には、ペッパーランチ新アプリを導入し、スクラッチクーポン等の新機能を搭載し、リピート率向上を図るとともに新規のお客様獲得に努めてまいりました。今後も商品の品質、見せ方の向上をさせると同時に、販売促進施策に力を入れてまいります。

いきなり！ステーキ事業は、本格厚切りステーキをリーズナブルに提供するステーキ専門レストランとして確固たる地位の確立を図ってまいりました。TV等メディアへの露出も多く、認知度向上、イメージ向上にも繋がっています。また、独自のポイントシステムである「肉マイレージカード」が多くのお客様の支持を得ることができ、発行枚数は12月末時点で、673,548枚、うち累積3kg以上のゴールド71,203枚、20kg以上のプラチナ4,777枚、2月に登場した100kg以上のダイヤモンドカードは55枚となっており、「いきなり！ステーキ」販売促進ツールとして確立しております。肉マネーボーナス3倍、5倍等のキャンペーンを定期的を実施し、プリペイド促進、来店促進に繋げてきました。8月からはアプリ内での自動スタンプを開発、スタンプラリーを実施、11月からは、紹介システムをスタートし、肉マイレージメルマガ会員様から新規会員様を紹介して頂く仕組みをスタートさせており、肉マイレージ、アプリを活用した施策を次々に導入して参りました。また、8月に100店舗を超え、株式会社エイチ・アイ・エス、ミニストップ株式会社等々、他企業とのコラボ企画が急増しております。

#### (3) 安全管理、食材調達ルートの多元化

お客様に安全な食品を提供するために食の安全管理を徹底し、安全で安定した商品供給のために食材の産地と調達先を厳選するとともに多元化を推進してまいります。当社は委託先の物流センター、食材調達先の工場等の取引開始前はもちろんのこと、取引開始後もISOの認定資格者等が定期的に訪問し、衛生管理、品質管理の状況を確認いたします。また、食材の産地と調達先の選定に当たっては念入りな情報収集を行い、さらなる食の安全管理を推し進めてまいります。

#### (4) 出店候補物件の確保について

当社の業態に適した店舗物件の確保は、今後の新規出店計画を達成するための重要な課題であります。当社としては、外部協力者から店舗物件情報の提供を受けるなど、店舗物件情報の入手ルートを広げ、多くの優良な店舗物件の確保に努めてまいります。また出店立地の幅を広げるため、ペッパーランチの成功要素を取り入れた新業態「ペッパーランチダイナー」、「92's (クニズ)」の導入や、その他新業態の「牛たん仙台なとり」、「いきなり！ステーキ」の開発及び導入をしてまいります。

#### (5) FC加盟者開発について

当社は、FC事業を中心とした事業展開を行っており、継続的に事業を拡大していくためには、FC加盟者の開発は重要な課題であります。当社としては、従来のFC加盟者の開発手法に加え、金融機関等の外部協力者より紹介を受けた新規FC加盟希望者に対して説明会を実施していくなど、積極的なFC加盟者開発に取り組んでまいります。

## 4【事業等のリスク】

当社グループの事業等に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、当社グループはこれらリスク発生の可能性を認識した上で、その発生の防止、回避及び発生した場合の早期対応に最大限努める方針であります。以下の記載は当社グループの事業に関し全て網羅するものではありませんので、ご留意下さい。

### (1) 事業展開について

#### 外食業界の動向について

当社グループが属している外食業界は、市場の横ばい傾向が続く中、外食の店舗間だけでなく、コンビニエンスストアやスーパー等との業態の垣根を超えた競争が激しさを増しております。また、円安進行に伴う食材価格の高騰や人手不足の影響による人件費の増加等、依然として予断を許さない状況が続いております。

当社グループといたしましては、引き続き、独自のサービス提供方法により他社との差別化をはかり、お客様満足度の向上によるリピーターの確保に努めております。また、積極的な出店施策におきましても適正な立地へ継続的に出店すること及び、新業態の開発を行うことで競合他社との差別化、認知度、並びにブランド価値を高め、既存店の収益維持拡大を目指してまいります。しかしながら異物混入などの風評被害や更なる円安による原材料費の高騰など、市場環境の悪化などが進む場合には当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 競合の参入について

当社グループのサービスの特徴は、当社グループオリジナルの特殊鉄皿を感熱センサー付電磁調理器で急速加熱し、食材を盛り付けてお客様に提供する調理システムであり、当社グループは感熱センサー付電磁調理器及び鉄皿について特許を取得して参入障壁を高くしております。また、単業態を広域に多店舗展開することにより、お客様への認知度を高めブランド価値の向上に努めております。しかしながら、類似した事業を展開する企業との競合が本格化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 単一食材（牛肉）への依存について

当社グループは特定産地の単一食材(牛肉)に依存しております。今後も現状以上に新たな産地の開拓や分散調達等のリスクヘッジに努めてまいります。しかしながら、新たな疫病の発生、天候不順・天災等の発生により、必要量の原材料確保が困難な状況になること、または、市場価格や為替相場の変動により、仕入れ価格が高騰し、売上原価が上昇することにより、当社グループの業績へ影響を及ぼす可能性があります。

#### 自然災害リスクについて

当社グループの営業店舗、物流センター等を含む地域で大規模な地震や洪水、台風等の自然災害が発生した場合、店舗の営業不能による売上低下、お客様及び従業員の人的被害、物流センターや受発注システムに損害が生じることにより仕入が困難になる等、正常な事業活動が困難となり、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 特許権について

当社グループは、エイシン電機株式会社と共同で、店舗にて使用している感熱センサー付電磁調理器（発明の名称：電磁誘導加熱を利用した加熱装置）に関する特許を取得しております。同様の機器を使用した他社との競合が本格化した場合には、当社グループ独自の店舗システムの優位性が薄れ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループの特許は法的に保護される反面、特許情報の公開によって特許の模倣が発生する可能性があります。また、他社による研究開発により同様の機器が開発される可能性があります。

同様の機器を使用した他社との競合が本格化した場合には、当社グループ独自の店舗システムの優位性が薄れ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 商標権について

当社グループは、店舗名や商品名等は事業展開上の重要な要素として位置づけており、一般的な名称等の理由により登録が困難な場合を除き、商標の登録を行う方針としております。また、新たな商標を使用する場合には、第三者の商標権を侵害しないように常に留意しております。

しかしながら、商標使用時における当社グループの調査が十分でなく、当社グループの使用した商標が第三者の登録済みの商標権を侵害していると認定され、商標の使用差止や損害賠償請求が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) F C展開について

### F C加盟店の展開について

当社グループはF C加盟者によるペッパーランチ店舗及びいきなり！ステーキ店舗の出店を継続的に進めることを今後の事業拡大の基本的方針としており、そのためには業態の認知度を高めていくことが不可欠と考えております。現在、当社グループは定期的な経営者セミナー及びビジネスショー等を中心としてF C加盟契約者を募っておりますが、当社グループの計画通りに新規F C加盟店が増加しない場合や、F C加盟店側の諸事情により加盟契約が解消された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### F C加盟者との関係について

当社グループは、運営マニュアルに基づく開店前の研修やスーパーバイザーを通じた店舗運営指導により、F C加盟契約者への教育を行い、店舗運営レベルの維持、向上に努めております。しかしながら、急速な展開により、当社グループによるF C加盟契約者への教育及び運営指導が十分に行き届かない場合には、お客様からF C加盟店に対する苦情等が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### F C加盟者に対する債権管理について

当社グループは、F C加盟契約者に対して食材等の売掛金やロイヤリティ及び貸付金などの債権を有しております。

当社グループでは債権の回収管理を徹底しておりますが、これらのF C加盟者がデフォルト（債務不履行）になった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 人材の確保・育成について

当社グループは引き続き、F C事業の拡大を事業の柱としているため、特にF C店に対して店舗運営指導を行うスーパーバイザーを中心とした、各部門の人材の確保及び育成が重要と考えております。現在、当社グループは求人広告や人材紹介会社からの紹介等を通じて、新卒並びに中途の求人・採用活動を行う一方、当社グループ固有の人材育成システム（ペッパー大学・ステーキアカデミー）などを活用して積極的な人材育成を行っております。しかしながら当社グループの求める人材が十分に確保出来ない場合や、人材の育成が計画通りに進捗しない場合には、F C加盟店の管理が十分に行われぬおそれがあり、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 法的規制について

### 食品衛生法

当社グループは、外食事業者として「食品衛生法」の規制を受けております。食品衛生法は飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び公衆衛生の向上・増進に寄与することを目的としており、飲食店を営むに際して、食品衛生責任者を置き、厚生労働省の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければなりません。

営業店舗において食中毒の発生や、腐敗物の提供、未認証の添加物の使用など、食品衛生法の違反行為を行った場合、所轄の保健所は、違反を行った店舗に対して営業許可の取り消し、または営業の全部もしくは一部について期間を定めて営業停止を命じることがあります。

当社グループでは、お客様に安心してお召し上がり頂くために、食材供給工場に対してISO9001及びHACCPに準拠した定期検査を実施し、その上で一定以上の衛生水準に達したと認定した場合に、商品の製造を依頼しております。食中毒発生の危害度が高いと判断した仕入食材については、定期的な微生物検査を実施し、当社グループの基準に合致した商品を購入しております。

委託先の物流センターでの在庫時及び店舗への配送時における温度管理は、最大限の注意を払っており、また各店舗におきましても、衛生管理マニュアルに沿った手順の遵守を指導しております。しかしながら、万が一何らかの要因で当社グループ直営店舗、委託店舗及びF C店舗において食中毒等が発生した場合には、当社グループの業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

### 食品リサイクル法

当社グループでは、食材の調理時に食品廃棄物が発生しないよう事前に加工を行うことや、商品注文時にお客様の要望を聞き提供する量を調整することにより、廃棄物発生量の抑制及び減量に努めております。

しかしながら、今後の出店増加等により食品廃棄物の排出量が増加し、生ゴミ処理機の設置や委託処理業者との新たな取引が発生する場合には、追加的な費用が発生し当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 個人情報の保護について

当社グループは、「個人情報保護方針」や「個人情報管理規程」を制定し、個人情報を取り扱う関係者に対して情報漏洩防止の徹底を啓蒙しております。

しかしながら、内部管理体制の問題や外部からの侵入により、これらの情報が漏洩した場合には、信用低下や損害賠償等によって当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) ストック・オプションについて

当社グループは、当社取締役、監査役及び従業員に対して、新株予約権方式によるストック・オプション制度を実施しております。

今後も有能な人材を確保することを目的として、ストック・オプション等のインセンティブの付与を継続して実施することを検討しております。

そのため、ストック・オプションが権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(7) 海外展開におけるカントリーリスクについて

当社グループは、平成15年11月に海外F C加盟者によるF C第1号店を開店いたしました。平成28年12月31日現在では、270店舗の出店を果たしております。また、シンガポール法人のSFBI(Asia-Pacific)Pte.Ltd.、オーストラリア法人のOishii International Pty.Ltd、カナダ法人のPEPPER LUNCH (CANADA) LTD.及び米国法人のOishii Group Holdings, LLC Corporationと共に更なる海外展開の拡大を図っています。今後他の地域も含め、積極的に海外事業を推進する方針ですが、各国特有のカントリーリスク(政情、経済、法規制、ビジネス慣習等)により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 減損会計について

当社グループは、減損会計を適用しておりますので、当社グループ保有の資産が当初期待した事業の収益性を下回るなどした場合、当該固定資産に対する減損処理が必要となり、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 借入金について

長期借入金のうち当社の株式会社三菱東京UFJ銀行との平成25年12月24日締結の実行可能期間付タームローン契約(契約総額300,000千円、平成28年12月31日現在借入金残高100,008千円)において財務制限条項が付されております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	300,000千円
借入実行総額	300,000千円
借入未実行残高	- 千円

なお、下記の財務制限条項の(a)に抵触した場合は、本契約の利率の規定にかかわらず、各年度決算期の末日から4ヶ月後の応当日から、翌年の年度決算期の末日から4ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利払い日の前日までの期間について、利率は、適用利率=基準金利+スプレッド+0.25%に変更することになっており、(b)に抵触した場合は、本契約に基づく借入に対し期限の利益を失います。

経常利益の維持

(a) 平成25年12月決算期以降の各年度の決算期における提出会社の連結損益計算書に示される経常損益が損失とならないこと。

(b) 平成25年12月決算期以降の各年度の決算期における提出会社の連結損益計算書に示される経常損益が、2期連続で損失とならないこと。

長期借入金のうち当社の株式会社三菱東京UFJ銀行との平成28年3月28日締結の実行可能期間付タームローン契約(契約総額500,000千円、平成28年12月31日現在借入金残高500,000千円)において財務制限条項が付されております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン	
契約総額	500,000千円
借入実行総額	500,000千円
借入未実行残高	- 千円

なお、下記の財務制限条項の(a)に抵触した場合は、本契約の利率の規定にかかわらず、各年度決算期の末日から4ヶ月後の応当日から、翌年の年度決算期の末日から4ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利払い日の前日までの期間について、利率は、適用利率=基準金利+スプレッド+0.25%に変更することになっており、(b)に抵触した場合は、本契約に基づく借入に対し期限の利益を失います。

経常利益の維持

(a) 平成28年12月決算期以降の各年度の決算期における提出会社の連結損益計算書に示される経常損益が損失とならないこと。

(b) 平成28年12月決算期以降の各年度の決算期における提出会社の連結損益計算書に示される経常損益が、2期連続で損失とならないこと。

## 5【経営上の重要な契約等】

(1) 当社は、FC加盟者との間で下記の契約を締結しております。

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
・FC店舗経営者 (注)1、2、3、4	日本	フランチャイズ 加盟契約	ペッパーランチ、レスト ラン及びいきなり！ス テーキのノウハウ開示及 び商標等の使用許諾等	契約締結日より 3～5年間

- (注)1. FC加盟者からロイヤリティとして、売上高の一定率を受取っております。  
2. FC加盟者からフランチャイズ加盟金を一定額受領し、食材保証金についても一定額を預かっております。  
3. 契約終了の意思表示は書面をもって契約期間満了の90～180日前までに行い、契約終了の意思表示をしない場合は自動的に3～5年間の契約更新としております。  
4. 平成28年12月31日現在の加盟者数は65、契約店舗数は147であり、ペッパーランチ事業87店舗、レストラン事業5店舗及びいきなり！ステーキ事業27店舗、計119店舗の営業を開始しております。

(2) 当社は、業務受託者との間で下記の契約を締結しております。

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
・委託店舗経営者 (注)1、2、3、4	日本	委託業務契約	ペッパーランチ、レスト ラン及びいきなり！ス テーキのノウハウ開示及 び商標等の使用許諾、店 舗の運営の委託	業務委託日より 1～5年間

- (注)1. 業務受託者からロイヤリティとして売上高の一定率を受取っております。  
2. 業務受託者から委託契約金を受領し、保証金を預かっております。  
3. 契約終了の意思表示は書面をもって契約期間満了の90～180日前までに行い、契約終了の意思表示をしない場合は自動的に1～5年間の契約更新としております。  
4. 平成28年12月31日現在の委託者数は18であり、ペッパーランチ事業5店舗、レストラン事業1店舗及びいきなり！ステーキ事業12店舗の営業を開始しております。

(3) 当社は、共同特許権者及びその販売子会社との間で下記の契約を締結しております。

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
・エイシン電機株式会社 ・エイシン産業株式会社	日本	電磁調理器製品及び 当該製品の部品	共同技術開発した製品を 当社が独占的に供給を受 ける	平成18年2月10日より 10年間

- (注) 契約終了の意思表示は書面をもって契約期間満了の90日前までに行い、契約終了の意思表示しない場合は自動的に1年の契約更新としております。

(4) 当社は、FC加盟者との間で海外における下記の契約を締結しております。

相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
・SFBI(Asia-Pacific) Pte.Ltd. (シンガポール法人)	-	エリアフラン チャイズ契約	アジア諸国13地域におけ るフランチャイズ権を付 与し、経営指導を行う	平成27年1月27日から 平成37年1月26日まで
・Oishii International Pty.Ltd (オーストラリア法人)	オーストラリア	エリアフラン チャイズ契約	オーストラリア全土にお けるフランチャイズ契約	平成25年6月30日から 平成35年6月29日まで
・PEPPER LUNCH (CANADA) LTD., (カナダ法人)	カナダ	エリアフラン チャイズ契約	カナダのプリティシュコ ロンビア州におけるフラ ンチャイズ権を付与し、 経営指導を行う	平成26年9月25日から 平成36年9月24日まで
・Oishii Group Holdings,LLC Corporation (米国法人)	米国	ライセンス契約	米国のカリフォルニア州 におけるライセンス権を 付与し、経営指導を行う	平成27年12月18日から 平成37年12月17日まで

- (注) 上記契約の対価として、当社は契約締結時の権利金の他、加盟金、ロイヤリティとして売上高の一定率を受取っております。

## 6【研究開発活動】

特に記載すべき事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。  
なお、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っていません。

### 1. 財政状態の分析

#### (1) 流動資産

当連結会計年度末における流動資産の残高は4,384百万円となりました。その主な内訳は、現金及び預金2,374百万円、売掛金972百万円及び未収入金626百万円であります。

#### (2) 固定資産

当連結会計年度末における固定資産の残高は4,814百万円となりました。その主な内訳は、有形固定資産3,164百万円及び敷金及び保証金1,372百万円であります。

#### (3) 流動負債

当連結会計年度末における流動負債の残高は5,074百万円となりました。その主な内訳は、買掛金2,532百万円、1年内返済予定の長期借入金707百万円、未払金501百万円及び未払法人税等437百万円であります。

#### (4) 固定負債

当連結会計年度末における固定負債の残高は1,346百万円となりました。その主な内訳は、長期借入金676百万円及び受入保証金489百万円であります。

#### (5) 純資産

当連結会計年度末における純資産は、2,777百万円となりました。その主な内訳は、資本金1,281百万円、資本剰余金562百万円及び利益剰余金920百万円であります。

### 2. 経営成績の分析

#### (1) 売上高

当連結会計年度のペッパーランチ事業の売上高は5,916百万円となりました。  
当連結会計年度のレストラン事業の売上高は2,252百万円となりました。  
当連結会計年度のいきなり！ステーキ事業の売上高は14,105百万円となりました。  
当連結会計年度の商品販売事業の売上高は57百万円となりました。

#### (2) 売上原価、販売費及び一般管理費

当連結会計年度における売上原価は12,349百万円となりました。売上高に対する売上原価率は55.3%となりました。  
販売費及び一般管理費は9,024百万円となりました。その主な内訳は、給与手当及び賞与1,543百万円、雑給2,150百万円及び地代家賃1,445百万円であります。

#### (3) 営業外損益

当連結会計年度における営業外収益は41百万円となりました。その主な内訳は、協賛金収入15百万円及びカード退蔵益8百万円であります。また、営業外費用は27百万円となりました。その主な内訳は、支払利息11百万円であります。  
この結果、当連結会計年度における経常利益は973百万円となりました。

#### (4) 特別損益

当連結会計年度における特別利益は36百万円となりました。その主な内訳は、固定資産売却益36百万円でありま  
す。また、特別損失は41百万円となりました。その主な内訳は、減損損失30百万円であります。  
以上の結果、税金等調整前当期純利益は967百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は572百万円となりました。

### 3. キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度の状況は「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2)キャッシュ・フロー」をご参照下さい。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は1,280百万円となりました。その主な内容はペッパーランチ事業、レストラン事業及びいきなり！ステーキ事業における新規出店及び改修工事等に係る設備投資であります。

なお、当連結会計年度中に重要な影響を及ぼす設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

##### (1) 提出会社

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

平成28年12月31日現在

セグメントの名称 事業所名 (所在地)	店舗数 (直営) (委託)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 土地面積㎡ (貸借土地 面積㎡)	その他	合計	
ペッパーランチ事業 (岩手県) ペッパーランチ	1 (-)	店舗内装 設備等	12,384	479	- - (-)	609	13,473	2 (4)
ペッパーランチ事業 (宮城県) ペッパーランチ	2 (-)	店舗内装 設備等	9,910	968	- - (-)	712	11,590	2 (10)
ペッパーランチ事業 (山形県) 92's(クニズ)	1 (-)	店舗内装 設備等	12,140	522	- - (-)	601	13,264	1 (4)
ペッパーランチ事業 (栃木県) ペッパーランチ	- (1)	店舗内装 設備等	3,507	197	- - (-)	263	3,968	- (-)
ペッパーランチ事業 (埼玉県) 92's(クニズ)	1 (-)	店舗内装 設備等	7,319	250	- - (-)	1,171	8,741	- (5)
ペッパーランチ事業 (千葉県) ペッパーランチ	4 (-)	店舗内装 設備等	58,261	4,082	- - (-)	3,949	66,293	6 (16)
ペッパーランチ事業 (東京都) ペッパーランチ、 ペッパーランチダイナー	13 (3)	店舗内装 設備等	182,857	13,611	- - (-)	13,666	210,135	27 (73)
ペッパーランチ事業 (神奈川県) ペッパーランチ、92's (クニズ)、武蔵バーグ	3 (-)	店舗内装 設備等	51,642	3,189	- - (-)	3,062	57,895	4 (17)
ペッパーランチ事業 (岡山県) ペッパーランチ	1 (-)	店舗内装 設備等	7,317	1,014	- - (-)	639	8,971	1 (4)
ペッパーランチ事業 (岐阜県) ペッパーランチ	1 (1)	店舗内装 設備等	691	148	- - (-)	172	1,012	1 (5)
ペッパーランチ事業 (三重県) ペッパーランチ、 92's(クニズ)	1 (-)	店舗内装 設備等	6,032	51	- - (-)	193	6,277	1 (7)

セグメントの名称 事業所名 (所在地)	店舗数 (直営) (委託)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 土地面積㎡ (貸借土地 面積㎡)	その他	合計	
ペッパーランチ事業 (滋賀県) ハンバーグくに	1 (-)	店舗内装 設備等	1,911	-	- - (-)	24	1,935	1 (7)
ペッパーランチ事業 (大阪府) ペッパーランチ、 92's(クニズ)	4 (-)	店舗内装 設備等	33,121	2,671	- - (-)	3,030	38,824	3 (22)
ペッパーランチ事業 (兵庫県) ペッパーランチ	1 (-)	店舗内装 設備等	-	65	- - (-)	220	286	- (8)
ペッパーランチ事業 (奈良県) ペッパーランチ	1 (-)	店舗内装 設備等	-	214	- - (-)	167	381	2 (18)
ペッパーランチ事業 (富山県) ペッパーランチ	1 (-)	店舗内装 設備等	12,777	1,325	- - (-)	1,142	15,245	2 (2)
ペッパーランチ事業 (石川県) ペッパーランチ	1 (-)	店舗内装 設備等	1,521	-	- - (-)	-	1,521	- (7)
ペッパーランチ事業 (香川県) ペッパーランチ	1 (-)	店舗内装 設備等	137	-	- - (-)	68	205	- (5)
ペッパーランチ事業 (愛媛県) ペッパーランチ	2 (-)	店舗内装 設備等	15,452	1,702	- - (-)	1,645	18,800	2 (8)
ペッパーランチ事業 (福岡県) 92's(クニズ)	1 (-)	店舗内装 設備等	6,077	56	- - (-)	218	6,352	1 (6)
レストラン事業 (宮城県) ステーキくに	1 (-)	店舗内装 設備等	7,274	147	- - (-)	922	8,344	2 (7)
レストラン事業 (埼玉県) ステーキくに、 牛たん仙台なとり	3 (-)	店舗内装 設備等	54,889	670	- - (-)	1,548	57,108	6 (28)
レストラン事業 (千葉県) 牛たん仙台なとり、 どんと家	3 (-)	店舗内装 設備等	13,728	1,785	- - (-)	2,014	17,529	4 (22)
レストラン事業 (東京都) かつき亭、ステーキくに、 牛たん仙台なとり、 どんと家	7 (-)	店舗内装 設備等	83,086	4,783	- - (-)	6,725	94,595	23 (59)

セグメントの名称 事業所名 (所在地)	店舗数 (直営) (委託)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 土地面積㎡ (貸借土地面積㎡)	その他	合計	
レストラン事業 (神奈川県) 牛たん仙台なとり	1 (-)	店舗内装 設備等	11,654	359	- - (-)	842	12,856	1 (6)
レストラン事業 (愛知県) 牛たん仙台なとり	- (1)	店舗内装 設備等	24,296	192	- - (-)	809	25,298	- (-)
レストラン事業 (兵庫県) 牛たん仙台なとり	1 (-)	店舗内装 設備等	12,364	784	- - (-)	1,571	14,720	1 (6)
レストラン事業 (和歌山県) 牛たん仙台なとり	1 (-)	店舗内装 設備等	13,360	476	- - (-)	1,034	14,871	1 (7)
レストラン事業 (広島県) 牛たん仙台なとり	1 (-)	店舗内装 設備等	11,417	846	- - (-)	1,423	13,687	1 (5)
いきなり!ステーキ事業 (北海道) いきなり!ステーキ	2 (-)	店舗内装 設備等	48,283	4,929	- - (-)	5,416	58,629	6 (2)
いきなり!ステーキ事業 (岩手県) いきなり!ステーキ	1 (-)	店舗内装 設備等	19,719	2,415	- - (-)	2,820	24,956	3 (9)
いきなり!ステーキ事業 (千葉県) いきなり!ステーキ	5 (-)	店舗内装 設備等	90,250	7,988	- - (-)	8,251	106,490	12 (37)
いきなり!ステーキ事業 (東京都) いきなり!ステーキ	46 (9)	店舗内装 設備等	1,183,617	83,307	- - (-)	88,172	1,355,096	125 (412)
いきなり!ステーキ事業 (神奈川県) いきなり!ステーキ	9 (2)	店舗内装 設備等	257,166	20,126	- - (-)	21,753	299,045	20 (69)
いきなり!ステーキ事業 (静岡県) いきなり!ステーキ	1 (-)	店舗内装 設備等	27,368	1,996	- - (-)	1,901	31,265	2 (6)
いきなり!ステーキ事業 (愛知県) いきなり!ステーキ	1 (-)	店舗内装 設備等	33,316	2,523	- - (-)	3,303	39,143	7 (21)
いきなり!ステーキ事業 (京都府) いきなり!ステーキ	2 (-)	店舗内装 設備等	46,990	4,353	- - (-)	4,045	55,389	3 (17)
いきなり!ステーキ事業 (大阪府) いきなり!ステーキ	3 (-)	店舗内装 設備等	87,650	6,246	- - (-)	6,298	100,194	7 (28)
いきなり!ステーキ事業 (兵庫県) いきなり!ステーキ	2 (-)	店舗内装 設備等	39,825	3,078	- - (-)	3,374	46,278	4 (15)
いきなり!ステーキ事業 (奈良県) いきなり!ステーキ	1 (-)	店舗内装 設備等	14,651	2,254	- - (-)	1,437	18,343	1 (9)

セグメントの名称 事業所名 (所在地)	店舗数 (直営) (委託)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 土地面積㎡ (貸借土地面 積㎡)	その他	合計	
いきなり!ステーキ事業 (島根県) いきなり!ステーキ	1 (-)	店舗内装 設備等	22,982	2,093	- - (-)	1,929	27,005	2 (8)
いきなり!ステーキ事業 (福岡県) いきなり!ステーキ	1 (-)	店舗内装 設備等	20,521	1,804	- - (-)	2,064	24,390	2 (8)
いきなり!ステーキ事業 (沖縄県) いきなり!ステーキ	- (1)	店舗内装 設備等	46,499	1,534	- - (-)	2,914	50,948	- (3)
全国FC加盟店	フラン チャイズ 事業	レンタル 店舗内装 設備等	0	42,597	- - (-)	0	42,597	- (-)
本部事務所	本部	事務所内装 設備等	51,409	8,246	13,350 24.1 (-)	89,018	162,025	60 (9)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに無形固定資産であり、建設仮勘定(573千円)は含まれておりません。なお、金額には消費税は含まれておりません。  
2. 上記土地のうち、( )書きは、賃借中の土地の面積であります。  
3. 従業員数は就業人員数であり、( )内にアルバイト・パートタイマー(1人1日8時間換算による年間の平均人数)、人材会社からの派遣社員及び、嘱託社員を外数で記載しております。  
4. 本部事務所の一部を店舗物件として賃貸しております。

(2) 在外子会社

会社名 セグメントの名称	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物 及び構築 物	機械装置 及び運搬 具	土地 土地面積㎡ (貸借土地面 積㎡)	その他	合計	
Kuni's Corporation いきなり!ステーキ 事業	米国 デラウェア州	店舗内装 設備等	-	-	- - (-)	-	-	2 (-)

- (注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品並びに無形固定資産であり、建設仮勘定(60,625千円)は含まれておりません。なお、金額には消費税は含まれておりません。  
2. 上記土地のうち、( )書きは、賃借中の土地の面積であります。  
3. 従業員数は就業人員数であり、( )内にアルバイト・パートタイマー(1人1日8時間換算による年間の平均人数)、人材会社からの派遣社員及び、嘱託社員を外数で記載しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当連結会計年度末現在における重要な設備の新設は次のとおりであります。

#### 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定日		完成後の増 加能力 (席数)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
ペッパーランチ 埼玉県(1店舗)	ペッパーランチ 事業	店内内装 設備等	24,202	-	借入金及び 自己資金	平成29年 2月	平成29年 3月	30
ペッパーランチ 東京都(2店舗)	ペッパーランチ 事業	店内内装 設備等	59,908	-	借入金及び 自己資金	平成29年 2月	平成29年 3月	60
ペッパーランチ 東京都(1店舗)	ペッパーランチ 事業	店内内装 設備等	30,718	-	借入金及び 自己資金	平成29年 3月	平成29年 4月	30
ペッパーランチ 大阪府(1店舗)	ペッパーランチ 事業	店内内装 設備等	24,158	-	借入金及び 自己資金	平成29年 6月	平成29年 7月	30
いきなり!ステーキ 神奈川県(1店舗)	いきなり! ステーキ事業	店内内装 設備等	46,120	-	借入金及び 自己資金	平成29年 2月	平成29年 3月	30
いきなり!ステーキ 石川県(1店舗)	いきなり! ステーキ事業	店内内装 設備等	46,860	-	借入金及び 自己資金	平成29年 2月	平成29年 3月	30
いきなり!ステーキ 埼玉県(1店舗)	いきなり! ステーキ事業	店内内装 設備等	43,975	-	借入金及び 自己資金	平成29年 3月	平成29年 4月	30
いきなり!ステーキ 千葉県(1店舗)	いきなり! ステーキ事業	店内内装 設備等	48,860	-	借入金及び 自己資金	平成29年 3月	平成29年 4月	30
いきなり!ステーキ 徳島県(1店舗)	いきなり! ステーキ事業	店内内装 設備等	46,360	-	借入金及び 自己資金	平成29年 3月	平成29年 4月	30
いきなり!ステーキ 東京都(1店舗)	いきなり! ステーキ事業	店内内装 設備等	41,760	-	借入金及び 自己資金	平成29年 6月	平成29年 7月	30
いきなり!ステーキ 山梨県(1店舗)	いきなり! ステーキ事業	店内内装 設備等	51,688	-	借入金及び 自己資金	平成29年 6月	平成29年 7月	30
いきなり!ステーキ 福岡県(1店舗)	いきなり! ステーキ事業	店内内装 設備等	35,615	-	借入金及び 自己資金	平成29年 6月	平成29年 7月	30

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	35,400,000
計	35,400,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年3月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	9,859,600	9,894,800	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	9,859,600	9,894,800	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成29年3月1日以降、この有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

平成25年6月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	136	-
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40,800	-
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 284	同左
新株予約権の行使期間	平成26年2月17日から 平成29年2月16日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 285 資本組入額 143	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1. 平成27年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数又は算定方法

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整することができる。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金852円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot (\text{または併合}) \text{の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成25年12月期乃至平成26年12月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書）における営業利益（連結財務諸表を作成した場合は連結営業利益）の累計額が267百万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、当社普通株式の普通取引終値が、本新株予約権の発行に係る当社取締役会の決議の前日の当社普通株式の普通取引終値である852円（以下、「前提株価」という。）に対し、以下の各期間についてそれぞれ定める水準（以下、「条件判断水準」といい、1円未満の端数は切り捨てる。）を一度でも下回った場合、上記（1）の行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。

平成25年12月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書）における営業利益（連結財務諸表を作成した場合は連結営業利益）が267百万円を超過している場合について、平成25年7月16日から平成26年2月14日まで、条件判断水準前提株価の50%

平成25年12月期乃至平成26年12月期の監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書）における営業利益（連結財務諸表を作成した場合は連結営業利益）の累計額が267百万円を超過している場合について、平成25年7月16日から平成27年2月13日まで、条件判断水準前提株価の50%

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

平成26年10月14日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	1,215	1,211
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	364,500	363,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり930	同左
新株予約権の行使期間	平成27年4月1日から 平成30年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 931 資本組入額 466	同左
新株予約権の行使の条件	(注)4	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

(注)1.平成27年7月1日を効力発生日として、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。

2.新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3.新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金2,790円とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot (\text{または併合}) \text{の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### 4. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、平成26年12月期乃至平成27年12月期の当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書）における営業利益の累計額が572百万円を超過している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 5. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案の上、上記2に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記3で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記4に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

本新株予約権に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権は、次のとおりであります。  
平成27年9月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,390	2,340
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	239,000	234,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 976	同左
新株予約権の行使期間	平成28年4月1日から 平成31年4月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 989 資本組入額 495	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数または算出方法

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金976円(本新株予約権の発行決議日の前日(取引が成立していない日を除く)における<東京証券取引所市場マザーズ>における当社株式普通取引の終値)とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割} \cdot (\text{または併合}) \text{の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、平成27年12月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が754百万円以上となった場合のみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日（終値のない日数を除く。）において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記3.(1)の条件を満たしている場合でも、本新株予約権は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

### 4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主

総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権は、次のとおりであります。

平成28年6月14日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成28年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成29年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,151	2,131
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	215,100	213,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり1,243	同左
新株予約権の行使期間	平成29年4月1日から 平成32年3月31日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,254 資本組入額 627	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数または算出方法

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,243円(本新株予約権の発行決議日の前日(取引が成立していない日を除く)における<東京証券取引所マザーズ市場>における当社株式普通取引の終値)とする

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}$$

$$\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、平成28年12月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書）における売上高が23,200百万円を超過し、かつ、営業利益が1,031百万円を超過している場合にのみ本新株予約権を行使する事が出来るものとする。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間が満了するまでの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも本新株予約権の発行決議日前営業日終値に60%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記3.(1)の条件を満たしている場合でも、本新株予約権を行使することが出来ないものとする。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

### 4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記3に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

( 5 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年1月1日～ 平成24年12月31日 (注)1	5	24,369	154	619,696	154	576,252
平成24年7月11日 (注)2	4,000	28,369	87,304	707,000	87,304	663,556
平成25年1月1日～ 平成25年6月30日 (注)1	138	28,507	4,265	711,265	4,265	667,821
平成25年7月1日 (注)3	2,822,193	2,850,700	-	711,265	-	667,821
平成25年7月1日～ 平成25年12月31日 (注)1	26,600	2,877,300	8,221	719,486	8,221	676,043
平成26年1月1日～ 平成26年3月31日 (注)1	2,400	2,879,700	741	720,228	741	676,784
平成26年3月26日 (注)4	-	2,879,700	-	720,228	676,043	741
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日 (注)1	4,700	2,884,400	1,452	721,681	1,452	2,194
平成26年7月1日～ 平成26年12月31日 (注)5	70,000	2,954,400	112,556	834,237	112,556	114,750
平成27年1月1日～ 平成27年6月30日 (注)1	187,000	3,141,400	250,342	1,084,579	250,342	365,093
平成27年7月1日 (注)6	6,282,800	9,424,200	-	1,084,579	-	365,093
平成27年7月8日 (注)5	300,000	9,724,200	160,795	1,245,374	160,795	525,888
平成27年7月1日～ 平成27年12月31日 (注)1	30,900	9,755,100	8,965	1,254,340	8,965	534,853
平成28年1月1日～ 平成28年12月31日 (注)1	104,500	9,859,600	27,640	1,281,981	27,640	562,494

(注)1. 新株予約権(ストック・オプション)の行使による増加であります。

2. 有償・新株予約権行使

割当先及び割当株数

エスフーズ株式会社 4,000株

3. 株式分割(1:100)によるものであります。

4. 会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金676,043千円を減少し、その他資本剰余金へ振り替えた後、同日付で会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金を減少し、繰越利益剰余金に振替え、欠損補填を行っております。

5. 有償・新株予約権行使

割当先及び割当株数

マイルストーン キャピタル マネジメント株式会社

6. 株式分割(1:3)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

平成28年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	3	19	106	24	7	11,659	11,818	-
所有株式数(単元)	-	2,671	1,234	20,589	3,434	29	70,626	98,583	1,300
所有株式数の割合(%)	-	2.71	1.25	20.88	3.48	0.03	71.64	100	-

(注) 1. 単元未満株式のみを有する株主数は93人であります。

2. 当社が保有している自己名義株式63株は、「単元未満株式の状況」に含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
一瀬 邦夫	東京都墨田区	1,805,100	18.30
エスフーズ株式会社	兵庫県西宮市鳴尾浜1丁目22番13	1,233,000	12.50
一瀬 建作	東京都墨田区	270,000	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	260,400	2.64
有限会社ケー・アイ	東京都墨田区向島3丁目44番4号	246,000	2.49
株式会社マルゼン	東京都台東区根岸2丁目19-18	156,300	1.58
MSIP CLIENT SECURITIES	25 Cabot Square, Canary Wharf, London E14 4QA, UK	138,000	1.39
フジパングループ本社株式会社	愛知県名古屋市長区瑞穂区松園町1丁目50	132,900	1.34
西岡 久美子	東京都墨田区	120,000	1.21
小林 吉宗	神奈川県横浜市都筑区	90,000	0.91
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-1	90,000	0.91
福島工業株式会社	大阪府大阪市西淀川区御幣島3丁目16番11号	90,000	0.91
計	-	4,631,700	46.97

(注) 発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

( 8 ) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

平成28年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,858,300	98,583	権利内容に何ら限定の無い当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 1,300	-	同上
発行済株式総数	9,859,600	-	-
総株主の議決権	-	98,583	-

(注) 「単元未満株式」欄の株式数「普通株式1,300株」には、当社所有の単元未満自己保有株式63株を含みます。

【自己株式等】

平成28年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
-	-	-	-	-	0.0
計	-	-	-	-	0.0

( 9 ) 【ストック・オプション制度の内容】

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成25年6月27日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成25年6月27日	取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社従業員 66	当社監査役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	(注)	
株式の数(株)	(注)	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)	
新株予約権の行使期間	(注)	
新株予約権の行使の条件	(注)	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	

(注) 新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成26年10月14日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成26年10月14日	取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 91	当社監査役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	(注)	
株式の数(株)	(注)	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)	
新株予約権の行使期間	(注)	
新株予約権の行使の条件	(注)	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	

(注) 新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成27年9月28日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成27年9月28日	取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 8 当社従業員 119	当社監査役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	(注)	
株式の数(株)	(注)	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)	
新株予約権の行使期間	(注)	
新株予約権の行使の条件	(注)	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	

(注) 新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成28年6月14日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成28年6月14日	取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社従業員 119	当社監査役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	(注)	
株式の数(株)	(注)	
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)	
新株予約権の行使期間	(注)	
新株予約権の行使の条件	(注)	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)	
代用払込みに関する事項	-	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)	

(注) 新株予約権の内容については、「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成29年3月29日の取締役会において決議されたもの。

決議年月日	平成29年3月29日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 9 当社監査役 3 当社従業員 352
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	485,700株
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注)2
新株予約権の行使期間	平成31年4月13日～平成34年4月12日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合はこの限りではない。</p> <p>新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>各本新株予約権の一部行使はできない。</p> <p>本新株予約権割当契約に違反した場合には行使できないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日(取引が成立していない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げ)とする。但し、その価額が本新株予約権の割当日の終値(取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

### 3．新株予約権の割当日

平成29年4月14日

### 4．新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社は、行使期間到来前に、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値のいずれか連続する5取引日における平均株価が行使価額に60%を乗じた価額（1円未満の端数は切り上げる）を下回った場合、無償で本新株予約権を取得することができる。
- (2) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使条件に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。

### 5．組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案の上、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記5.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
 譲渡による取得制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
 新株予約権行使の条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
 上記4に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当連結会計年度における取得自己株式	-	-
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株主の買取請求により取得した株式は含めておりません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	63	-	63	-

(注) 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成29年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株主の売渡請求に基づく売り渡しによる株式は含めておりません。

### 3【配当政策】

当社は、将来の事業展開に備えて内部留保を確保しつつ、財政状態、経営成績その他経営全般を総合的に判断し、安定した配当を継続して実施していくこと並びに中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これら剰余金の配当決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当社は「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
平成28年7月29日 取締役会	97,879	10.00
平成29年3月29日 定時株主総会	98,595	10.00

### 4【株価の推移】

#### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第28期	第29期	第30期	第31期	第32期
決算年月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
最高(円)	62,000	117,800 1,075	4,250	3,309 1,470	1,331
最低(円)	41,250	56,700 800	971	2,589 805	719

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. 平成25年7月1日付で1株を100株とする株式分割をしており、印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3. 平成27年7月1日付で1株を3株とする株式分割をしており、印は、株式分割による権利落後の最高・最低株価を示しております。

#### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成28年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	1,153	1,172	1,124	1,248	1,248	1,241
最低(円)	990	1,011	1,001	1,110	1,110	1,176

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

## 5【役員 の 状 況】

男性12名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長CEO	-	一瀬 邦夫	昭和17年 10月2日生	昭和60年10月 有限会社くに(現株式会社ペッパーフ ードサービス)設立、代表取締役社長就任 平成7年8月 株式会社に組織変更、代表取締役就任 平成24年1月 代表取締役社長CEO兼レストラン本部長兼 営業企画本部長就任 平成25年1月 代表取締役社長CEO兼営業企画本部長 平成27年1月 Kuni's Corporation President就任 平成28年9月 代表取締役社長CEO就任(現任)	(注)4	1,805,100
専務取締役	管理本部長兼 CFO	一瀬 健作	昭和47年 6月26日生	平成5年4月 さわやか株式会社入社 平成11年11月 当社入社 平成17年3月 取締役ペッパーランチ運営部長就任 平成24年1月 取締役管理本部長兼CFO就任 平成24年1月 専務取締役管理本部長兼CFO就任(現任)	(注)4	270,000
常務取締役	営業統括本部長兼 ペッパーランチ 事業本部長兼 いきなり!ステーキ 事業本部長兼 レストラン事業本部長 兼 海外事業本部長兼 営業サポート事業本部長	菅野 和則	昭和35年 10月9日生	昭和61年3月 有限会社グリーングラス入社 平成7年4月 当社入社 平成21年3月 取締役商品・海外本部長就任 平成24年1月 取締役ペッパーランチ本部長兼海外事業本部長 就任 平成24年1月 常務取締役ペッパーランチ本部長兼海外事業 本部長就任 平成26年1月 常務取締役営業本部長兼ペッパーランチ事業 部長兼レストラン事業部長兼海外事業部長就 任 平成26年5月 常務取締役営業統括本部長兼ペッパーランチ 事業本部長兼レストラン事業本部長兼海外事 業本部長就任 平成27年1月 常務取締役営業統括本部長兼ペッパーランチ 事業本部長兼いきなり!ステーキ事業本部長 兼レストラン事業本部長兼海外事業本部長就 任 平成28年1月 常務取締役営業統括本部長兼ペッパーランチ 事業本部長兼いきなり!ステーキ事業本部長 兼レストラン事業本部長兼海外事業本部長兼 営業サポート事業本部長就任(現任)	(注)4	5,500
取締役	開発本部長	芦田 秀満	昭和30年 8月17日生	平成8年5月 バーガーキングジャパン株式会社入社 平成11年4月 有限会社北陸丸宗入社 平成12年5月 当社入社 平成15年3月 取締役営業本部長就任 平成17年5月 常務取締役営業本部長就任 平成21年3月 取締役レストラン本部長就任 平成24年1月 取締役開発本部長就任 平成25年1月 取締役開発本部長兼レストラン本部長就任 平成26年1月 取締役開発本部長(現任)	(注)4	13,500
取締役	営業企画本部長 兼営業企画推進 部長	川野 秀樹	昭和40年 8月6日生	昭和63年4月 株式会社フジフーズシステム入社 平成13年11月 ユニマツトグループ入社 平成22年6月 当社入社 平成24年1月 執行役員営業企画本部営業企画推進部長就任 平成26年3月 取締役営業企画本部営業企画推進部長就任 平成27年1月 取締役営業企画本部長兼営業企画推進部長就 任(現任)	(注)4	300
取締役	Kuni's Corporation President	槌山 隆	昭和39年 2月4日生	平成元年4月 ニチメン株式会社入社 平成15年3月 株式会社アイ・エスワールド共同設立 平成19年3月 株式会社ニットトレードイング入社 平成21年4月 当社入社 平成23年1月 執行役員購買部長就任 平成27年3月 取締役購買部購買部長就任 平成28年9月 取締役就任 Kuni's Corporation President就任(現任)	(注)4	7,200
取締役	総務人事部長兼 危機管理室部長	猿山 博人	昭和45年 10月20日生	平成2年2月 株式会社ビックカメラ入社 平成18年9月 当社入社 平成24年1月 執行役員管理本部総務部長就任 平成26年1月 執行役員管理本部総務人事部長兼危機管理室 部長兼管理本部長補佐就任 平成27年3月 取締役管理本部総務人事部長兼危機管理室部 長兼管理本部長補佐就任 平成28年7月 取締役総務人事部長兼危機管理室部長就任現 任)	(注)4	3,300

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	-	稲田 将人	昭和34年 3月1日生	昭和58年4月 株式会社豊田自動織機製作所入社 平成2年3月 株式会社マッキンゼーアンドカンパニー入社 平成8年6月 株式会社アオキインターナショナル 取締役就任 平成19年6月 株式会社卑弥呼 代表取締役社長就任 平成20年8月 株式会社RE-EngineeringPartners 設立 代表取締役就任 平成27年3月 社外取締役就任(現任)	(注)4	-
取締役	-	山本 孝之	昭和39年 11月5日生	昭和62年4月 東邦生命保険相互会社入社 平成9年4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人)入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成17年3月 株式会社ナムコ入社 平成17年9月 株式会社バンドダイナムコホールディングス転籍 平成25年5月 山本孝之公認会計士事務所開設 平成25年7月 税理士登録 平成28年3月 社外取締役就任(現任)	(注)4	-
監査役 (常勤)	-	可知 正高	昭和19年 7月17日生	平成11年6月 日興証券株式会社常勤監査役就任 平成18年8月 株式会社幻冬舎コミックス常勤監査役就任 平成20年9月 当社入社・顧問就任 平成21年3月 当社常勤監査役就任(現任)	(注)5	6,600
監査役 (非常勤)	-	栗原 守之	昭和37年 11月27日生	平成10年4月 弁護士登録 平成17年5月 栗原法律事務所設立(現任) 平成18年3月 当社非常勤監査役就任(現任)	(注)6	-
監査役 (非常勤)	-	藤居讓太郎	昭和23年 11月23日生	昭和47年4月 サントリー株式会社入社 平成2年5月 ファーストキッチン株式会社社長就任 平成3年10月 日本サブウェイ株式会社創業、社長就任 平成9年9月 株式会社藤居事務所を設立(現任) 平成22年6月 日本フードサービス学会第16回大会実行委員長就任(現任) 平成24年3月 当社非常勤監査役就任(現任)	(注)7	-
計						2,111,500

(注)1. 専務取締役 一瀬健作は代表取締役社長CEO 一瀬邦夫の長男であります。

2. 取締役 稲田将人、山本孝之の2名は、社外取締役であります。

3. 監査役 栗原守之、藤居讓太郎の2名は、社外監査役であります。

4. 取締役 一瀬邦夫、一瀬健作、菅野和則、芦田秀満、川野秀樹、槌山隆、猿山博人、稲田将人、山本孝之、9名の任期は平成28年3月29日開催の定時株主総会から2年間であります。

5. 監査役 可知正高の任期は平成29年3月29日開催の定時株主総会から4年間であります。

6. 監査役 栗原守之の任期は平成26年3月26日開催の定時株主総会から4年間であります。

7. 監査役 藤居讓太郎の任期は平成28年3月29日開催の定時株主総会から4年間であります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 企業統治の体制

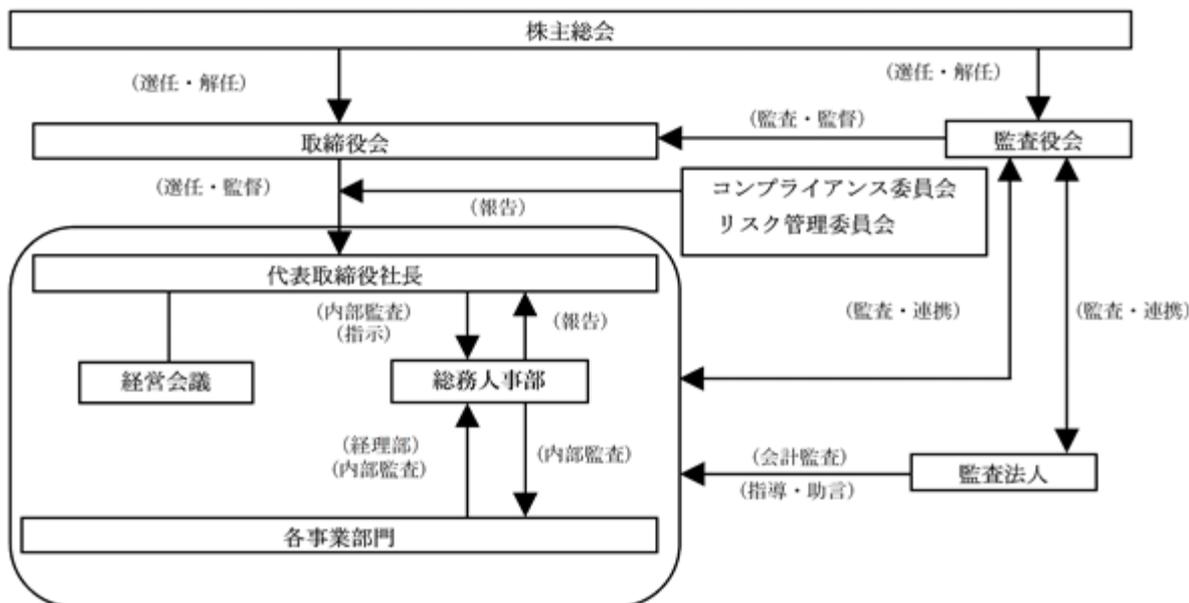
##### (イ) 企業統治の体制の概要

当社は監査役制度採用会社であり、取締役に関しては定款で員数を12名以内と定め、当社の取締役は9名としており、うち2名が会社法に基づく社外取締役となっております。監査役に関しては、定款で員数を4名以内と定め、当社の監査役は3名としており、うち2名が会社法に基づく社外監査役となっております。

当社の取締役会は定時取締役会を毎月1回、また必要に応じて臨時取締役会を開催しており、重要事項の審議、決定及び担当取締役からの業務報告等を行っております。

当社の監査役会は定時監査役会を毎月1回開催するほか、必要に応じ臨時監査役会を開催し、重要事項の審議、決定及び監査役相互の情報共有と意見交換を図っております。

会社機関と内部統制システムは以下の模式図のとおりです。



##### (ロ) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、社外監査役2名を含む監査役3名が取締役会等重要な会議に出席し、取締役の業務執行を監査しており、経営監視機能を十分に備えた組織体制が整っていると考えております。また、平成28年3月には社外取締役を1名選任し、2名体制により透明性の高い事業運営を推進していくと共に、さらなるコーポレート・ガバナンス体制の強化を図ってまいります。

##### (ハ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」を定め、「ペッパーフードサービス倫理憲章」、「コンプライアンス規程」、「リスク管理規程」、「関係会社管理規程」、「反社会的勢力対策規程」などの社内規程の整備・運用に努めるほか、「コンプライアンス委員会」、「リスク管理委員会」を必要に応じて開催することにより、法令遵守やリスク管理のための社内体制の維持・改善に取り組んでおります。

##### (ニ) リスク管理体制の整備の状況

当社は、全社的なリスクを統括的に管理することを、重要な経営管理の一つであると位置づけおり、各部署が行っている各種リスクの管理状況の把握と、それらを横断的に管理、改善の審議を行う機関として「リスク管理委員会」を設置し、リスクの予防に取り組んでおります。

##### (ホ) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）とは定款第31条、監査役とは定款第42条の規定に基づき、会社法第427条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額としております。

##### 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査担当部門である総務人事部（内部監査担当3名）は、会社の業務活動の適正性の確認のため、当社経営方針、社内の諸規定等との整合性を監査するとともに、監査役及び会計監査人と連携し、事業活動の健全性と財務報告の信頼性の確保に努めております。

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、議事録、稟議書等の重要な文書を読覧することで、取締役会の意思決定状況や取締役の業務執行の状況を監査するとともに、監査役会で定めた監査方針、監査計画に基づき、業務及び財産の状況を監査しております。

会計監査の状況

会計監査については、新日本有限責任監査法人と監査契約を結び同監査法人が会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査を実施しております。

当事業年度における業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は次の通りです。

業務を執行した公認会計士の氏名

新日本有限責任監査法人 大田原 吉隆  
本多 茂幸

監査業務に係る補助者の構成

新日本有限責任監査法人 公認会計士 9名 その他 11名

社外取締役及び社外監査役

(社外取締役及び社外監査役の員数)

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

(社外取締役及び社外監査役の関係)

社外取締役である稲田将人氏は、複数の企業の役員、事業責任者などの経験を有し、豊富な経験と幅広い見識による専門的見地から職務を適切に遂行しております。

社外取締役である山本孝之氏は、過去に直接経営に関与したことはありませんが、公認会計士及び税理士の資格を有し、高度な専門知識を活かし財務及び会計の面から職務を適切に遂行しております。

社外監査役である栗原守之氏は、弁護士としての専門的見地から、当社の法令遵守、コンプライアンス体制の構築・維持等について発言を行っております。

社外監査役である藤居譲太郎氏は、外食産業の経営者としての経験を踏まえて、議案・審議等について必要な発言を行っております。

社外取締役及び社外監査役と当社との間に人的関係、資本的關係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

(社外取締役又は社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割)

社外取締役が企業統治において果たす役割及び機能については、取締役会において社外取締役より意見等を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ経営の透明性確保が実現できるとともに、専門分野での豊富な経験・知識が当社の経営に活かされるものと考えております。

社外監査役が企業統治において果たす役割及び機能については、社外監査役の豊富な経験及び幅広い見識に基づき、独立した立場から経営への監督と監視を的確に実行することにより、当社の企業統治の有効性を高める機能及び役割を担うものと考えております。

(社外取締役及び社外監査役の選任状況に関する考え方)

前記「社外取締役及び社外監査役の関係」に記載のとおりであります。

(社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容)

当社は独立役員に関する判断基準を別段設けてはおりませんが、一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役である稲田将人氏及び山本孝之両氏、同じく社外監査役である栗原守之及び藤居譲太郎両氏を独立役員として東京証券取引所等に届け出ております。

役員の報酬等

(イ) 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	141,713	124,913	-	16,800	-	7
監査役 (社外監査役を除く。)	8,625	7,625	-	1,000	-	1
社外役員	20,500	16,500	-	4,000	-	4

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

(ロ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針内容及び決定方法

取締役及び監査役の報酬の額は取締役全員及び監査役全員の報酬総額の最高限度額を株主総会の決議により決定し、各取締役の報酬額は、取締役会の授権を受けた代表取締役が当社の定める一定の基準に基づき決定し、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

なお、当社取締役に対する報酬の内容は平成27年3月25日開催の第30期株主総会で決議された年額200,000千円以内(但し、使用人分給与は含まない。)とする取締役報酬総額に基づいており、また、当社の監査役に対する報酬額の内容は平成29年3月29日開催の第32期株主総会で決議された年額30,000千円以内とする監査役報酬総額に基づいております。

株式の保有状況

(イ) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

2銘柄 12,250千円

(ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
イオンモール株式会社	6,613	13,782	業務上の関係等

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(千円)	保有目的
イオンモール株式会社	7,451	12,250	業務上の関係等

(ハ) 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損及び評価損益の合計額

該当事項はありません。

取締役の選任決議の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした場合のその事項及びその理由

(イ) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(ロ) 取締役会及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定より、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役及び監査役(取締役及び監査役であったものを含む)の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

これは取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

(ハ) 剰余金の配当(中間配当金)等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(中間配当金)を、法令の別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によりすることができる旨定款に定めております。

これは、剰余金の配当(中間配当金)等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件につき、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
26,000	450

区分	当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	28,000	450
連結子会社	-	-
計	28,000	450

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

前事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である計算書類の英文翻訳等のアドバイザー業務を委託しております。

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である計算書類の英文翻訳等のアドバイザー業務を委託しております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査報酬の決定方針は監査日数、監査業務及び当社の業務の特性等の要素を勘案して決定していません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

(3) 当連結会計年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)は、連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度との対比は行っていません。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成28年1月1日から平成28年12月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、専門的情報を有する団体等が主催する研修会等への参加及び専門雑誌等の定期購読を行い、情報収集に努めております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度 (平成28年12月31日)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	1 2,374,550
売掛金	1 972,177
商品	144,141
貯蔵品	31,092
未収入金	626,049
繰延税金資産	52,030
その他	184,543
貸倒引当金	551
流動資産合計	4,384,034
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	3,364,310
減価償却累計額	718,920
建物及び構築物(純額)	1 2,645,390
機械装置及び運搬具	550,522
減価償却累計額	314,427
機械装置及び運搬具(純額)	1 236,095
工具、器具及び備品	488,514
減価償却累計額	279,627
工具、器具及び備品(純額)	208,887
土地	1 13,350
建設仮勘定	61,198
有形固定資産合計	3,164,921
無形固定資産	84,023
投資その他の資産	
投資有価証券	12,250
長期貸付金	4,985
敷金及び保証金	1 1,372,239
繰延税金資産	91,379
その他	96,343
貸倒引当金	11,590
投資その他の資産合計	1,565,608
固定資産合計	4,814,553
資産合計	9,198,588

(単位：千円)

当連結会計年度  
(平成28年12月31日)

<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	1,253,645
短期借入金	145,000
1年内返済予定の長期借入金	1,270,159
未払金	501,515
未払法人税等	437,513
役員賞与引当金	21,800
資産除去債務	1,999
その他	826,913
流動負債合計	5,074,547
固定負債	
長期借入金	1,267,816
受入保証金	489,981
資産除去債務	174,003
その他	5,659
固定負債合計	1,346,460
負債合計	6,421,007
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	1,281,981
資本剰余金	562,494
利益剰余金	920,483
自己株式	62
株主資本合計	2,764,896
その他の包括利益累計額	
その他有価証券評価差額金	2,665
為替換算調整勘定	9,183
その他の包括利益累計額合計	6,517
新株予約権	6,166
純資産合計	2,777,580
負債純資産合計	9,198,588

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	22,333,065
売上原価	12,349,957
売上総利益	9,983,107
販売費及び一般管理費	
役員賞与引当金繰入額	21,400
給料手当及び賞与	1,543,965
雑給	2,150,866
地代家賃	1,445,241
貸倒引当金繰入額	0
その他	3,863,293
販売費及び一般管理費合計	9,024,767
営業利益	958,339
営業外収益	
受取利息	247
受取配当金	239
協賛金収入	15,564
受取補償金	5,806
カード退蔵益	8,029
その他	12,033
営業外収益合計	41,921
営業外費用	
支払利息	11,694
株式交付費	3,027
盗難損失	3,704
資金調達費用	4,581
その他	4,198
営業外費用合計	27,206
経常利益	973,054
特別利益	
固定資産売却益	1 36,202
新株予約権戻入益	289
特別利益合計	36,492
特別損失	
固定資産除却損	2 10,930
減損損失	3 30,661
特別損失合計	41,592
税金等調整前当期純利益	967,954
法人税、住民税及び事業税	520,156
法人税等調整額	125,175
法人税等合計	394,980
当期純利益	572,973
親会社株主に帰属する当期純利益	572,973

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
当期純利益	572,973
その他の包括利益	
その他有価証券評価差額金	2,766
為替換算調整勘定	7,420
その他の包括利益合計	4,654
包括利益	577,627
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	577,627

【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,254,340	534,853	542,939	62	2,332,071
当期変動額					
新株の発行	27,640	27,640			55,281
剰余金の配当			195,429		195,429
親会社株主に帰属する 当期純利益			572,973		572,973
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	27,640	27,640	377,543	-	432,824
当期末残高	1,281,981	562,494	920,483	62	2,764,896

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計		
当期首残高	100	1,763	1,863	4,321	2,338,256
当期変動額					
新株の発行					55,281
剰余金の配当					195,429
親会社株主に帰属する 当期純利益					572,973
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,766	7,420	4,654	1,844	6,498
当期変動額合計	2,766	7,420	4,654	1,844	439,323
当期末残高	2,665	9,183	6,517	6,166	2,777,580

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前当期純利益	967,954
減価償却費	463,319
減損損失	30,661
長期前払費用償却額	52,021
貸倒引当金の増減額(は減少)	0
受取利息及び受取配当金	487
支払利息	11,694
有形固定資産売却損益(は益)	36,202
有形固定資産除却損	10,754
新株予約権戻入益	289
売上債権の増減額(は増加)	266,284
たな卸資産の増減額(は増加)	35,797
未収入金の増減額(は増加)	288,546
仕入債務の増減額(は減少)	669,361
未払金の増減額(は減少)	72,467
未払費用の増減額(は減少)	146,723
未払消費税等の増減額(は減少)	13,973
預り金の増減額(は減少)	165,368
その他	24,678
小計	2,001,371
利息及び配当金の受取額	487
利息の支払額	11,654
法人税等の支払額	286,972
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,703,231
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	1,273,565
有形固定資産の売却による収入	90,021
無形固定資産の取得による支出	33,500
長期貸付けによる支出	800
長期貸付金の回収による収入	5,756
敷金及び保証金の差入による支出	293,864
敷金及び保証金の回収による収入	53,671
預り保証金の返還による支出	13,562
預り保証金の受入による収入	117,966
その他	39,772
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,387,649
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	18,000
長期借入れによる収入	1,050,000
長期借入金の返済による支出	541,862
株式の発行による収入	55,009
配当金の支払額	195,429
その他	12,405
財務活動によるキャッシュ・フロー	398,122
現金及び現金同等物に係る換算差額	18,422
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	732,127
現金及び現金同等物の期首残高	1,599,940
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	11,787
現金及び現金同等物の期末残高	2,343,855

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

(2) 連結子会社の名称 Kuni's Corporation

なお、子会社の重要性が増したため、当連結会計年度より連結財務諸表を作成しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

商品

最終仕入原価法(一部先入先出法)による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 2年～18年

機械装置及び運搬具 3年～10年

工具、器具及び備品 2年～20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

長期前払費用

定額法

(3) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、夏季及び冬季賞与の支給対象期間が上期及び下期の会計期間と一致しているため、連結会計年度末において賞与引当金は計上しておりません。

役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のうち、特例処理の要件を満たすものについては特例処理を採用しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

1. 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に係る会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積もるという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの見直し)

- ・(分類1)から(分類5)に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い
- ・(分類2)及び(分類3)に係る分類の要件
- ・(分類2)に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い
- ・(分類3)に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い
- ・(分類4)に係る分類の要件を満たす企業が(分類2)又は(分類3)に該当する場合の取扱い

2. 適用予定日

平成29年12月期の連結会計年度の期首より適用の予定です。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
現金及び預金	30,695千円
売掛金	827,244千円
建物及び構築物	8,386千円
機械装置及び運搬具	132,092千円
土地	13,350千円
敷金及び保証金	19,535千円
計	1,031,303千円

(2) 担保に係る債務

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
買掛金	1,864,610千円
短期借入金	45,000千円
1年内返済予定の長期借入金	318,324千円
長期借入金	348,779千円
計	2,576,713千円

2 実行可能期間付タームローン契約及び財務制限条項

(1) 長期借入金のうち当社の株式会社三菱東京UFJ銀行との平成25年12月24日締結の実行可能期間付タームローン契約(契約総額300,000千円、平成28年12月31日現在借入金残高100,008千円)において財務制限条項が付されております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
契約総額	300,000千円
借入実行総額	300,000千円
借入未実行残高	-千円

なお、下記の財務制限条項の に抵触した場合は、本契約の利率の規定にかかわらず、各年度決算期の末日から4ヶ月後の応当日から、翌年の年度決算期の末日から4ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利払い日の前日までの期間について、利率は、適用利率=基準金利+スプレッド+0.25%に変更することになっており、 に抵触した場合は、本契約に基づく借入に対し期限の利益を失います。

経常利益の維持

平成25年12月決算期以降の各年度の決算期における提出会社の連結損益計算書に示される経常損益が損失とならないこと。

平成25年12月決算期以降の各年度の決算期における提出会社の連結損益計算書に示される経常損益が、2期連続で損失とならないこと。

(2) 長期借入金のうち当社の株式会社三菱東京UFJ銀行との平成28年3月28日締結の実行可能期間付タームローン契約(契約総額500,000千円、平成28年12月31日現在借入金残高500,000千円)において財務制限条項が付されております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

タームローン

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
契約総額	500,000千円
借入実行総額	500,000千円
借入未実行残高	-千円

なお、下記の財務制限条項に抵触した場合は、本契約の利率の規定にかかわらず、各年度決算期の末日から4ヶ月後の応当日から、翌年の年度決算期の末日から4ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利払い日の前日までの期間について、利率は、適用利率=基準金利+スプレッド+0.25%に変更することになっており、に抵触した場合は、本契約に基づく借入に対し期限の利益を失います。

経常利益の維持

平成28年12月決算期以降の各年度の決算期における提出会社の連結損益計算書に示される経常損益が損失とならないこと。

平成28年12月決算期以降の各年度の決算期における提出会社の連結損益計算書に示される経常損益が、2期連続で損失とならないこと。

(連結損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
造作一式	
(建物及び構築物、機械装置及び運搬具並びに工具、器具及び備品)	34,496千円
機械装置及び運搬具	1,706
計	36,202

2 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
造作一式	
(建物及び構築物、機械装置及び運搬具並びに工具、器具及び備品)	6,399千円
建物及び構築物	1,739
機械装置及び運搬具	1,305
工具、器具及び備品	1,310
無形固定資産(ソフトウェア)	176
計	10,930

### 3 減損損失

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

当社及び連結子会社では、減損の兆候を判定するにあたり、原則として店舗資産、本社等の共有資産に分類し、それぞれにおいて独立したキャッシュ・フローを生成する最小単位にグルーピングしております。

当連結会計年度において、退店が見込まれることにより、また収益性の低下により以下の店舗資産及び遊休資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（30,661千円）として特別損失に計上いたしました。

減損損失の内訳は、建物及び構築物27,960千円及び投資その他の資産（長期前払費用）2,701千円であります。

（単位：千円）

場所	用途	種類	減損損失
千葉県	どんと家	建物及び構築物並びに 投資その他の資産（長期 前払費用）	15,869
埼玉県	どんと家	建物及び構築物並びに 投資その他の資産（長期 前払費用）	14,792

なお、回収可能価額は、正味売却価額または使用価値により算定しております。使用価値は将来キャッシュ・フローがマイナスの場合、回収可能価額をゼロとして評価しております。

（連結包括利益計算書関係）

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	当連結会計年度 （自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）
その他の有価証券評価差額金：	
当期発生額	2,766千円
組替調整額	-
税効果調整前	2,766
税効果額	-
その他の有価証券評価差額金	2,766
為替換算調整勘定：	
当期発生額	7,420
組替調整額	-
税効果調整前	7,420
税効果額	-
為替換算調整勘定	7,420
その他の包括利益合計	4,654

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末株 式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)	9,755,100	104,500	-	9,859,600
合計	9,755,100	104,500	-	9,859,600
自己株式				
普通株式	63	-	-	63
合計	63	-	-	63

(注) 発行済株式総数の増加は、ストック・オプションの行使による増加であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	平成25年ストック・オ プションとしての新株 予約権	-	-	-	-	-	57
	平成26年ストック・オ プションとしての新株 予約権	-	-	-	-	-	607
	平成27年ストック・オ プションとしての新株 予約権	-	-	-	-	-	3,126
	平成28年ストック・オ プションとしての新株 予約権	-	-	-	-	-	2,374
合計		-	-	-	-	-	6,166

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年3月29日 定時株主総会	普通株式	97,550	10円00銭	平成27年12月31日	平成28年3月30日
平成28年7月29日 取締役会	普通株式	97,879	10円00銭	平成28年6月30日	平成28年9月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり配 当額	基準日	効力発生日
平成29年3月29日 定時株主総会	普通株式	98,595	利益剰余金	10円00銭	平成28年12月31日	平成29年3月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
現金及び預金勘定	2,374,550千円
預入期間が3か月を超える定期預金	30,695
現金及び現金同等物	2,343,855

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
1年内	22,366
1年超	190,111
合計	212,477

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は銀行からの借入れにより調達しております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は銀行より借入時、金利変動のリスクヘッジを図るためのみ行い、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び未収入金は取引先等の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。ただし、取引先の多くは当社のフランチャイズ加盟企業であり、開店時にフランチャイズ保証金を預かっているため、リスクが低減されております。

投資有価証券は主に業務上の関係を有する企業の株式であります。上場株式については、市場価格の変動リスクに晒されており、四半期ごとに時価の把握を行っております。非上場株式及び関係会社株式については定期的に発行体の財政状態等を把握しております。

敷金及び保証金は、主に店舗等の賃貸借契約に伴うものであり、契約先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金、未払金は、1年以内の支払期日です。

短期借入金、長期借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、償還日は最長で決算日後3年以内であります。

受入保証金は主にフランチャイズ保証金であり、当社が晒されている各フランチャイズ加盟企業の信用リスクによる影響を低減しております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰表を作成・更新することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）を参照ください。）。

当連結会計年度（平成28年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	2,374,550	2,374,550	-
(2) 売掛金	972,177	972,177	-
(3) 未収入金	626,049	626,049	-
(4) 投資有価証券 其他有価証券	12,250	12,250	-
(5) 敷金及び保証金	1,372,239	963,476	408,763
資産計	5,357,268	4,948,504	408,763
(1) 買掛金	2,532,645	2,532,645	-
(2) 未払金	501,515	501,515	-
(3) 短期借入金	45,000	45,000	-
(4) 長期借入金	1,383,975	1,384,598	623
(5) 受入保証金	489,981	327,140	162,841
負債計	4,953,117	4,790,899	162,217

1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 敷金及び保証金

これらの時価については、連結会計年度末から返還日までの見積期間に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

当該長期借入金の時価のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

また、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

なお、変動金利による長期借入金で金利スワップの特例処理の対象としているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算出しております。

(5) 受入保証金

これらの時価については、連結会計年度末から返還日までの見積期間に基づき、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
投資有価証券 非上場株式	0

これについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

当連結会計年度(平成28年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	2,285,958	-	-	-
売掛金	972,177	-	-	-
未収入金	626,049	-	-	-
合計	3,884,185	-	-	-

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

当連結会計年度(平成28年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	707,159	424,938	251,878	-	-	-
合計	707,159	424,938	251,878	-	-	-

(有価証券関係)  
その他有価証券  
当連結会計年度(平成28年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	12,250	14,916	2,665
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	12,250	14,916	2,665
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		12,250	14,916	2,665

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引  
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引  
金利関連

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等(千円)	契約額のうち1年超(千円)	時価(千円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	100,000	-	(注)

(注)金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
新株予約権戻入益	289

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成25年6月27日 取締役会決議 ストック・オプション	平成26年10月14日 取締役会決議 ストック・オプション	平成27年9月28日 取締役会決議 ストック・オプション	平成28年6月14日 取締役会決議 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 4名 当社監査役 2名 当社従業員 66名	当社取締役 5名 当社監査役 2名 当社従業員 91名	当社取締役 8名 当社監査役 2名 当社従業員 119名	当社取締役 9名 当社監査役 2名 当社従業員 119名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 273,900株	普通株式 432,000株	普通株式 266,500株	普通株式 217,900株
付与日	平成25年7月16日	平成26年10月31日	平成27年10月14日	平成28年6月30日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)4	(注)5
対象勤務期間	対象勤務期間は 定めておりません。	対象勤務期間は 定めておりません。	対象勤務期間は 定めておりません。	対象勤務期間は 定めておりません。
権利行使期間	自平成26年2月17日 至平成29年2月16日	自平成27年4月1日 至平成30年3月31日	自平成28年4月1日 至平成31年4月30日	自平成29年4月1日 至平成32年3月31日

(注)1. 株式数に換算しております。また、平成25年7月1日付で1株を100株及び平成27年7月1日付で1株を3株に株式分割を行っているため、株式分割後の株式数に換算しております。

2. (1) 新株予約権者は、平成25年12月期乃至平成26年12月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書)における営業利益(連結財務諸表を作成した場合は連結営業利益)の累計額が267百万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、当社普通株式の普通取引終値が、本新株予約権の発行に係る当社取締役会の決議の前日の当社普通株式の普通取引終値である852円(以下、「前提株価」という。)に対し、以下の各期間についてそれぞれ定める水準(以下、「条件判断水準」といい、1円未満の端数は切り捨てる。)を一度でも下回った場合、上記(1)の行使の条件を満たしている場合でも、行使を行うことはできないものとする。

平成25年12月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書)における営業利益(連結財務諸表を作成した場合は連結営業利益)が267百万円を超過している場合について、平成25年7月16日から平成26年2月14日まで、条件判断水準前提株価の50%

平成25年12月期乃至平成26年12月期の監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書)における営業利益(連結財務諸表を作成した場合は連結営業利益)の累計額が267百万円を超過している場合について、平成25年7月16日から平成27年2月13日まで、条件判断水準前提株価の50%

(3) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

(4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. (1) 新株予約権者は、平成26年12月期乃至平成27年12月期の当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書(連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書)における営業利益の累計額が572百万円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。)の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

(3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

(4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

(5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. (1) 新株予約権者は、平成27年12月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済の当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）において、営業利益が754百万円以上となった場合にのみ、割当てを受けた本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間が満了する日までの間に、いずれかの連続する5取引日（終値のない日数を除く。）において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも行使価額に60%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記（1）の条件を満たしている場合でも、本新株予約権は消滅するものとする。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。
5. (1) 新株予約権者は、平成28年12月期における当社が提出した有価証券報告書に記載される監査済みの当社損益計算書（連結財務諸表を作成した場合は連結損益計算書）における売上高が23,200百万円を超過し、かつ、営業利益が1,031百万円を超過している場合にのみ本新株予約権を行使することができる。また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を取締役に定めて定めるものとする。
- (2) 割当日から本新株予約権の行使期間が満了するまでの間に、いずれかの連続する5取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の平均値が一度でも本新株予約権の発行決議日前営業日終値に60%を乗じた価格（1円未満切り捨て）を下回った場合、上記（1）の条件を満たしている場合でも、本新株予約権を行使することができないものとする。
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役、監査役または使用人であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (5) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権の1個未満の行使を行うことはできない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	平成25年6月27日 取締役会決議 ストック・オプション	平成26年10月14日 取締役会決議 ストック・オプション	平成27年9月28日 取締役会決議 ストック・オプション	平成28年6月14日 取締役会決議 ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	-	-	266,500	-
付与	-	-	-	217,900
失効	-	-	-	2,800
権利確定	-	-	266,500	-
未確定残	-	-	-	215,100
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	106,800	410,700	-	-
権利確定	-	-	266,500	-
権利行使	66,000	28,500	1,000	-
失効	-	17,700	17,500	-
未行使残	40,800	364,500	239,000	-

(注) 株式数に換算しております。また、平成27年7月1日付で1株を3株に株式分割を行っているため、株式分割後の株式数に換算しております。

単価情報

	平成25年6月27日 取締役会決議 ストック・オプション	平成26年10月14日 取締役会決議 ストック・オプション	平成27年9月28日 取締役会決議 ストック・オプション	平成28年6月14日 取締役会決議 ストック・オプション
権利行使価格(円)	284	930	976	1,243
行使時平均株価 (円)	1,109	1,183	1,236	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	1.42	1.66	13.08	11.04

(注) 株式数に換算しております。また、平成27年7月1日付で1株を3株に株式分割を行っているため、株式分割後の単価に換算しております。

3. ストック・オプション等の公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成28年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した技法 多変量数値解析法  
主な基礎数値及び見積方法

	平成28年 ストック・オプション	見積方法
株価変動性	44.00%	「適用指針」の取扱いに準じて以下の条件に基づき算出 1. 株価情報収集期間：3.8年間 2. 価格観察の頻度：日次 3. 異常情報：該当事項なし 4. 企業をめぐる状況の不連続的变化：該当事項なし
満期までの期間	3.8年間	割当日：平成28年6月30日 権利行使期間：平成29年4月1日～平成32年3月31日
配当利率	1.2%	配当15円に基づき算定
安全資産利子率	0.3%	算定基準日の安全資産利回り曲線から算出される金利を連続複利方式に変換した金利

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

ストック・オプションの権利確定数の見積り方法においては、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産	
未払事業税等否認	37,092千円
減損損失	45,845
貸倒引当金	3,717
投資有価証券評価損	10,717
前払式支払手段	67,988
減価償却超過額	31,024
資産除去債務	53,683
その他	45,998
繰延税金資産小計	296,067
評価性引当額	115,593
繰延税金資産合計	180,473
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	37,062
その他有価証券評価差額	-
その他	-
繰延税金負債合計	37,062

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4
外国税額控除	-
住民税均等割等	5.7
評価性引当額の増減	0.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.7
その他	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.2

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

店舗等の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から31年と見積り、割引率は0.1%～3.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
期首残高	128,690千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	60,199
時の経過による調整額	2,182
資産除去債務の履行による減少額	16,902
その他増減額(は減少)	1,832
期末残高	176,002

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性がないため省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、各店舗において商品を提供及び販売する飲食業を営んでおります。

したがって、当社グループは店舗における提供商品及びサービス提供形態を基礎とした業態別セグメントから構成されており、「ペッパーランチ事業」、「レストラン事業」、「いきなり!ステーキ事業」及び「商品販売事業」の4つを報告セグメントとしております。

「ペッパーランチ事業」は、短時間かつ低価格でステーキやハンバーグ等を提供する専門店の「ペッパーランチ」、ペッパーランチの成功要素を取り入れた「ペッパーランチダイナー」、ステーキ&ハンバーグにサイドメニューやデザートメニューを充実させた「92's(クニズ)」、牛たん専門業態「牛たん仙台なとり」、フードコート日本初のサラダバーシステムを導入した「東京634バーグ」及びフードコートタイプの「炭焼ハンバーグ ステーキくに」を運営しております。

「レストラン事業」は、お客様の目の前で好みの分量に切り分けてステーキを提供するオーダーカットステーキ店の「炭焼ステーキくに」、とんかつ専門店の「こだわりとんかつ かつき亭」、牛たんの専門業態「牛たん仙台なとり」、ビビンパ&冷麺専門店の「どんと家」を運営しております。

「いきなり!ステーキ事業」は本格炭火焼き厚切りステーキを立ち食いで提供する「いきなり!ステーキ」を運営しております。

「商品販売事業」は、とんかつソース、冷凍ペッパーライス、ドレッシング及びラックスハム等の食材の他、CPS(スープサーバー)、ぴたり箸の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

当連結会計年度(自平成28年1月1日至平成28年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注1) (注3)	連結財務 諸表計上額 (注2)
	ペッパーラン チ 事業	レストラン 事業	いきなり! ステーキ事業	商品販売事業			
売上高							
外部顧客への 売上高	5,916,668	2,252,534	14,105,911	57,950	22,333,065	-	22,333,065
計	5,916,668	2,252,534	14,105,911	57,950	22,333,065	-	22,333,065
セグメント利益 又は損失( )	1,095,494	143,931	838,086	1,091	2,076,421	1,118,081	958,339
その他の項目							
減価償却費	77,608	47,604	316,572	144	441,929	20,872	462,801

(注)1. セグメント利益の調整額 1,118,081千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 減価償却費の調整額20,872千円は、報告セグメントに帰属しない全社資産に係るものであります。

4. セグメント資産は、報告セグメントに資産を配分していないため、記載はしてありません。

【関連情報】

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	ペッパーランチ 事業	レストラン事業	いきなり！ ステーキ事業	商品販売事業	計	連結財務諸表 計上額
減損損失	-	30,661	-	-	30,661	30,661

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

当連結会計年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 （百万円）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合 （％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 （千円）	科目	期末残高 （千円）
主要株主	エスフーズ株式会社	兵庫県西宮市	4,298	食料品等の製造・加工業	（被所有） 直接 12.5	店舗食材の仕入	食材の仕入（注）1、2	8,581,536	買掛金	1,864,610
							買掛金に対する担保（注）3	1,864,610	-	-

(注) 1. 取引金額には消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等を含んでおります。

2. 取引条件等は個別の交渉により決定しております。

3. 取引金額は当連結会計年度末の残高であり消費税等を含んでおります。取引金額に対する担保資産959,337千円の内訳は、売掛金827,244千円並びに機械装置及び運搬具132,092千円となっております。また、そのほかに商標権を担保として提供しております。

( 1株当たり情報 )

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり純資産額	281.09円
1株当たり当期純利益金額	58.53円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	57.68円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成28年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,777,580
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	2,777,580
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	9,859,537

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	572,973
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	572,973
期中平均株式数(株)	9,789,826
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-
普通株式増加数(株)	143,487
(うち新株予約権(株))	(143,487)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	

(重要な後発事象)

ストック・オプションの付与

平成29年2月28日開催の当社取締役会にて承認された、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとして無償で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案が、平成29年3月29日開催の当社第32期定時株主総会において決議され、当社は、同日開催の取締役会において発行を決議しました。

なお、ストック・オプション制度の詳細については、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (9)ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	27,000	45,000	0.45	-
1年以内に返済予定の長期借入金	443,324	707,159	0.87	-
1年以内に返済予定のリース債務	-	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	432,513	676,816	0.74	平成30年3月 ~ 平成31年12月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	-	-	-
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	902,837	1,428,975	-	-

(注)1.平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	424,938	251,878	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	-	-	-	22,333,065
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(千円)	-	-	-	967,954
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(千円)	-	-	-	572,973
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	-	-	-	58.53

(注)当連結会計年度末より連結財務諸表を作成しているため、第1四半期から第3四半期に係る金額を記載しておりません。

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	-	-	-	-

(注)当連結会計年度の期末より連結財務諸表を作成しているため、会計期間における1株当たり四半期純利益金額については記載しておりません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	1,640,635	2,343,103
売掛金	705,145	972,799
商品	118,907	144,141
貯蔵品	20,529	31,092
前渡金	1,707	4,521
前払費用	120,665	164,440
短期貸付金	4,663	9,682
未収入金	338,124	624,814
立替金	19,725	7,960
繰延税金資産	31,162	52,030
その他	100	50
貸倒引当金	702	551
流動資産合計	3,000,665	4,354,086
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	1,959,878	2,645,390
機械及び装置	172,683	231,336
車両運搬具	6,881	4,759
工具、器具及び備品	203,562	208,887
土地	13,350	13,350
建設仮勘定	12,361	573
有形固定資産合計	2,368,716	3,104,296
<b>無形固定資産</b>		
借地権	30,958	30,958
ソフトウェア	30,755	51,308
電話加入権	1,756	1,756
無形固定資産合計	63,470	84,023
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	13,782	12,250
関係会社株式	3,449	54,164
出資金	1,210	1,290
長期貸付金	9,064	86,528
長期前払費用	81,039	86,142
長期未収入金	8,117	7,369
差入保証金	1,070	1,010
敷金及び保証金	1,169,772	1,354,293
繰延税金資産	-	91,379
貸倒引当金	11,438	11,590
投資その他の資産合計	1,276,066	1,682,837
固定資産合計	3,708,253	4,871,156
資産合計	6,708,918	9,225,243

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	1,863,284	2,528,636
短期借入金	27,000	45,000
1年内返済予定の長期借入金	2,443,324	2,707,159
未払金	409,487	500,106
未払費用	191,850	338,910
未払法人税等	180,525	437,504
未払消費税等	94,911	108,884
前受金	67,381	67,883
預り金	127,629	292,998
役員賞与引当金	2,900	21,800
資産除去債務	9,758	1,999
その他	-	2,956
<b>流動負債合計</b>	<b>3,418,052</b>	<b>5,053,838</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2,432,513	2,676,816
受入保証金	385,577	489,981
繰延税金負債	12,975	-
資産除去債務	118,932	173,307
その他	2,409	481
<b>固定負債合計</b>	<b>952,408</b>	<b>1,340,586</b>
<b>負債合計</b>	<b>4,370,460</b>	<b>6,394,425</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,254,340	1,281,981
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	534,853	562,494
<b>資本剰余金合計</b>	<b>534,853</b>	<b>562,494</b>
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	10,792	30,335
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	534,111	952,569
<b>利益剰余金合計</b>	<b>544,904</b>	<b>982,905</b>
自己株式	62	62
<b>株主資本合計</b>	<b>2,334,035</b>	<b>2,827,318</b>
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	100	2,665
<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>100</b>	<b>2,665</b>
新株予約権	4,321	6,166
<b>純資産合計</b>	<b>2,338,457</b>	<b>2,830,818</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>6,708,918</b>	<b>9,225,243</b>

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
売上高	16,198,363	22,337,696
売上原価	8,711,893	12,349,957
売上総利益	7,486,470	9,987,738
販売費及び一般管理費	2 6,725,262	2 8,973,367
営業利益	761,207	1,014,370
営業外収益		
受取利息及び配当金	391	1,699
受取賃貸料	5,188	3,537
協賛金収入	14,668	15,564
受取補償金	-	5,806
カード退蔵益	-	8,029
その他	8,252	11,701
営業外収益合計	28,501	46,339
営業外費用		
支払利息	10,630	11,694
社債利息	246	-
株式交付費	3,026	3,027
貸与資産減価償却費	1,378	518
資金調達費用	-	4,581
為替差損	6,215	-
賃貸借契約解約損	4,161	-
盗難損失	-	3,704
その他	3,606	1 3,680
営業外費用合計	29,266	27,206
経常利益	760,443	1,033,503
特別利益		
固定資産売却益	1,091	36,202
新株予約権戻入益	17	289
違約金収入	11,717	-
特別利益合計	12,827	36,492
特別損失		
固定資産除却損	14,597	10,930
減損損失	21,481	30,661
子会社株式評価損	6,847	-
特別損失合計	42,926	41,592
税引前当期純利益	730,344	1,028,402
法人税、住民税及び事業税	224,699	520,146
法人税等調整額	94,162	125,175
法人税等合計	318,861	394,971
当期純利益	411,482	633,431

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	834,237	114,750	114,750	172	239,458	239,630	-	1,188,618	
当期変動額									
新株の発行	420,102	420,102	420,102					840,205	
剰余金の配当					106,208	106,208		106,208	
利益準備金の積立				10,620	10,620	-		-	
当期純利益					411,482	411,482		411,482	
自己株式の取得							62	62	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	420,102	420,102	420,102	10,620	294,653	305,273	62	1,145,416	
当期末残高	1,254,340	534,853	534,853	10,792	534,111	544,904	62	2,334,035	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	365	365	8,380	1,197,364
当期変動額				
新株の発行				840,205
剰余金の配当				106,208
利益準備金の積立				-
当期純利益				411,482
自己株式の取得				62
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	265	265	4,058	4,323
当期変動額合計	265	265	4,058	1,141,093
当期末残高	100	100	4,321	2,338,457

当事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	1,254,340	534,853	534,853	10,792	534,111	544,904	62	2,334,035	
当期変動額									
新株の発行	27,640	27,640	27,640					55,281	
剰余金の配当					195,429	195,429		195,429	
利益準備金の積立				19,542	19,542	-		-	
当期純利益					633,431	633,431		633,431	
株主資本以外の項目の 当期変動額 （純額）									
当期変動額合計	27,640	27,640	27,640	19,542	418,458	438,001	-	493,282	
当期末残高	1,281,981	562,494	562,494	30,335	952,569	982,905	62	2,827,318	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	100	100	4,321	2,338,457
当期変動額				
新株の発行				55,281
剰余金の配当				195,429
利益準備金の積立				-
当期純利益				633,431
株主資本以外の項目の 当期変動額 （純額）	2,766	2,766	1,844	921
当期変動額合計	2,766	2,766	1,844	492,360
当期末残高	2,665	2,665	6,166	2,830,818

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

最終仕入原価法(一部先入先出法)による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ方法)

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げ方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 2年～18年

機械及び装置 3年～10年

工具、器具及び備品 2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) 長期前払費用

定額法

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理する方法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、夏季及び冬季賞与の支給対象期間が上期及び下期の会計期間と一致しているため、事業年度末において賞与引当金は計上しておりません。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

## (表示方法の変更)

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成しております。

また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記に変更しております。

以下の事項について、記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第8条の28に定める資産除去債務に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

## (貸借対照表関係)

## 1 担保に供している資産及び担保に係る債務

## (1) 担保に供している資産

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
現金及び預金	40,695千円	30,695千円
売掛金	593,274	827,244
建物	10,006	8,386
機械及び装置	93,477	132,092
土地	13,350	13,350
敷金及び保証金	19,535	19,535
計	770,338	1,031,303

(注) 上記以外に商標権を担保に供しております。

## (2) 担保に係る債務

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
買掛金	1,380,930千円	1,864,610千円
短期借入金	27,000	45,000
1年内返済予定の長期借入金	202,056	318,324
長期借入金	192,503	348,779
計	1,802,489	2,576,713

2. 実行可能期間付タームローン契約及び財務制限条項

- (1) 長期借入金のうち当社の株式会社三菱東京UFJ銀行との平成25年12月24日締結の実行可能期間付タームローン契約（契約総額300,000千円、平成28年12月31日現在借入金残高100,008千円）において財務制限条項が付されております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
タームローン		タームローン	
契約総額	300,000千円	契約総額	300,000千円
借入実行総額	300,000	借入実行総額	300,000
借入未実行残高	-	借入未実行残高	-

なお、下記の財務制限条項の に抵触した場合は、本契約の利率の規定にかかわらず、各年度決算期の末日から4ヶ月後の応当日から、翌年の年度決算期の末日から4ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利払い日の前日までの期間について、利率は、適用利率=基準金利+スプレッド+0.25%に変更することになっており、 に抵触した場合は、本契約に基づく借入に対し期限の利益を失います。

経常利益の維持

平成25年12月決算期以降の各年度の決算期における提出会社の損益計算書に示される経常損益が損失とならないこと。

平成25年12月決算期以降の各年度の決算期における提出会社の損益計算書に示される経常損益が、2期連続で損失とならないこと。

- (2) 長期借入金のうち当社の株式会社三菱東京UFJ銀行との平成28年3月28日締結の実行可能期間付タームローン契約（契約総額500,000千円、平成28年12月31日現在借入金残高500,000千円）において財務制限条項が付されております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は、次のとおりです。

前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	
タームローン		タームローン	
契約総額	- 千円	契約総額	500,000千円
借入実行総額	-	借入実行総額	500,000
借入未実行残高	-	借入未実行残高	-

なお、下記の財務制限条項の に抵触した場合は、本契約の利率の規定にかかわらず、各年度決算期の末日から4ヶ月後の応当日から、翌年の年度決算期の末日から4ヶ月後の応当日の翌日以降、最初に到来する利払い日の前日までの期間について、利率は、適用利率=基準金利+スプレッド+0.25%に変更することになっており、 に抵触した場合は、本契約に基づく借入に対し期限の利益を失います。

経常利益の維持

平成28年12月決算期以降の各年度の決算期における提出会社の損益計算書に示される経常損益が損失とならないこと。

平成28年12月決算期以降の各年度の決算期における提出会社の損益計算書に示される経常損益が、2期連続で損失とならないこと。

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- (1) 債権

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
短期金銭債権	- 千円	6,446千円
長期金銭債権	-	81,543

4. 保証債務

次の子会社について、賃貸借契約にかかる契約残存期間の賃料等に対する債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
Kuni's Corporation	- 千円	212,477千円
計	-	212,477

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	- 千円	4,631千円
営業取引以外の取引による取引高	-	4,419

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度80.6%、当事業年度89.7%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度19.4%、当事業年度10.3%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	当事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)
役員賞与引当金繰入額	2,900千円	21,400千円
給料手当及び賞与	1,185,754	1,542,730
雑給	1,557,532	2,150,866
地代家賃	1,059,488	1,424,856
減価償却費	326,597	462,801
貸倒引当金繰入額	5,620	0

(有価証券関係)

子会社株式

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は次のとおりです。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
子会社株式	3,449	54,164

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税等否認	8,147千円	37,092千円
減損損失	51,380	45,845
貸倒引当金	3,916	3,717
投資有価証券評価損	11,291	10,717
前払式支払手段	23,622	67,988
減価償却超過額	12,645	31,024
資産除去債務	41,581	53,683
その他	15,569	14,924
繰延税金資産小計	168,153	264,992
評価性引当額	123,565	84,519
繰延税金資産合計	44,588	180,473
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	25,573	37,062
その他有価証券評価差額	47	-
その他	780	-
繰延税金負債合計	26,401	37,062

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年12月31日)	当事業年度 (平成28年12月31日)
法定実効税率	35.6%	33.1%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.1	1.4
外国税額控除	3.7	-
住民税均等割等	5.7	5.4
評価性引当額の増減	3.5	3.8
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5	0.7
その他	2.1	1.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.7	38.4

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.3%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%になります。この税率変更による影響額は軽微であります。

(重要な後発事象)

ストック・オプションの付与

平成29年2月28日開催の当社取締役会にて承認された、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対してストック・オプションとして無償で発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、承認を求める議案が、平成29年3月29日開催の当社第32期定時株主総会において決議され、当社は、同日開催の取締役会において発行を決議しました。

なお、ストック・オプション制度の詳細については、「第4提出会社の状況 1 株式等の状況 (9)ストック・オプション制度の内容」に記載しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	2,433,795	1,112,768	182,254 (27,960)	290,606	3,364,310	718,920
	機械及び装置	438,214	119,758	27,062	55,466	530,910	299,574
	車両運搬具	20,186	231	806	2,353	19,612	14,852
	工具、器具及び備品	414,914	107,199	33,598	93,193	488,514	279,627
	土地	13,350	-	-	-	13,350	-
	建設仮勘定	12,361	101,058	112,846	-	573	-
	計	3,332,822	1,441,016	356,568 (27,960)	441,620	4,417,271	1,312,975
無形固定資産	借地権	30,958	-	-	-	30,958	-
	ソフトウェア	76,487	33,500	706	12,770	109,281	57,973
	電話加入権	1,756	-	-	-	1,756	-
	計	109,202	33,500	706	12,770	141,996	57,973

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

建物の増加

新規店舗(39店舗)	962,323千円
既存店改装工事(1店舗)	27,072千円

機械及び装置の増加

新規店舗(52店舗)	103,741千円
------------	-----------

工具、器具及び備品の増加

新規店舗(40店舗)	100,705千円
------------	-----------

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

店舗の売却(5店舗)	108,132千円
店舗の減損(2店舗)	27,960千円
店舗の改装工事による除却(1店舗)	10,750千円
店舗の閉店による除却(5店舗)	19,591千円

3. 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。

4. 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額により記載しています。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	12,141	-	0	12,141
役員賞与引当金	2,900	21,800	2,900	21,800

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎決算期の翌日から3か月以内
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="http://www.pepper-fs.co.jp/">http://www.pepper-fs.co.jp/</a>
株主に対する特典	<p>株主優待方法 お食事券を以下の基準により発行する。</p> <p>(1) 贈呈基準</p> <p>300株～1,500株未満の保有の株主に対して半期ごとに1セット(1セット500円券6枚)または弊社商品1セット進呈する。 1,500株～3,000株未満の保有の株主に対して半期ごとに2セット(1セット500円券6枚)または弊社商品2セット進呈する。 3,000株以上の保有の株主に対して半期ごとに3セット(1セット500円券6枚)または弊社商品3セット進呈する。</p> <p>(2) 利用方法</p> <p>優待券同封の「ご利用店舗一覧」に記載の店舗にてご利用頂けます。 東京競馬場は除く レジ店舗におきましてはお会計時に株主優待券をスタッフにお渡し下さい。 券面上金額をお食事代より差し引かせて頂きます。</p> <p>(3) 有効期限 発効日から6ヶ月間</p> <p>(4) 発行時期 毎年、6月末分は10月中旬から下旬頃、12月末分は4月中旬から下旬頃、発行し、発送する。</p>

(注) 当社の株主は、その有する単元未満の株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利。
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利。
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第31期）（自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日）平成28年3月29日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成28年3月29日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第32期第1四半期）（自 平成28年1月1日 至 平成28年3月31日）平成28年4月28日関東財務局長に提出。

（第32期第2四半期）（自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日）平成28年7月29日関東財務局長に提出。

（第32期第3四半期）（自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日）平成28年10月28日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

平成28年4月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

平成28年6月14日関東財務局長に提出。

当社は、平成28年6月14日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役、監査役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成28年6月30日関東財務局長に提出。

平成28年6月14日に提出した臨時報告書の訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 3月29日

株式会社ペッパーフードサービス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本 多 茂幸 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペッパーフードサービスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペッパーフードサービス及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ペッパーフードサービスの平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ペッパーフードサービスが平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 3月29日

株式会社ペッパーフードサービス

取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大田原 吉隆 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 本 多 茂幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ペッパーフードサービスの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ペッパーフードサービスの平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- ( ) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。